

第2次 令和2年度～令和21年度

美瑛町都市計画 マスタープラン

別冊資料

目 次

資料－1	計画策定の記録	1
資料－2	上位計画等における都市計画に関連する施策方針について	6
資料－3	第1次計画の検証結果	12
資料－4	アンケート調査結果	26
資料－5	主要課題の抽出結果	38
資料－6	美瑛都市計画用途地域指定基準	46

資料-1 計画策定の記録

① 審議会等の委員名簿

■美瑛町都市計画審議会

役職	所属等	氏名	備考
会長	(一社)美瑛町観光協会 会長	中山 勝利	平成30年度
		後路 宜伸	令和元年度
職務代理	美瑛町商工会長	西森 和弘	平成30年度
		瀧田 勝彦	令和元年度
委員	美瑛町農業協同組合 常務理事	渡辺 和也	平成30年度・令和元年度
	美瑛町まちづくり 委員会 委員長	長谷川 宏	平成30年度・令和元年度
	美瑛町議会議員	佐藤 晴観	平成30年度
		野村 祐司	令和元年度
	旭川開発建設部道路 計画課長	伊藤 学	平成30年度・令和元年度
	旭川建設管理部事業 室事業課長	野田 政志	平成30年度・令和元年度
町内飲食店勤務	高瀬 悟	平成30年度・令和元年度	

■美瑛町まちづくり委員会

役職	所属等	氏名	備考
会長	農業	長谷川 宏	平成30年度・令和元年度
副会長	森林組合	板東 康治	平成30年度・令和元年度
委員	会社員	西森 研一郎	平成30年度・令和元年度
	農業	植田 勝夫	平成30年度・令和元年度
	農業	新田 睦	平成30年度・令和元年度
	観光協会役員	森部 富士樹	平成30年度・令和元年度
	美瑛土地改良区参事	大関 匡志	平成30年度・令和元年度
	建設業協会役員	福原 福博	平成30年度・令和元年度
	商工会経営指導補	木下 直美	平成30年度・令和元年度
	商工女性部役員	松田 陽子	平成30年度・令和元年度
	美瑛小 PTA 役員	井口 真幸	平成30年度・令和元年度
	多機能型 グループホーム虹(所長)	山前 幸介	平成30年度・令和元年度

役職	所属等	氏名	備考
委員	農協営農部営農企画課係長	松田 充 浩	平成30年度・令和元年度
	商工青年部役員	古村 卓 也	平成30年度・令和元年度
	公募	源津 憲 昭	令和元年度
		瀬野 乗 昭	令和元年度
		森居 栄 治	令和元年度
特別委員	元札幌市立大学 デザイン学部教授	吉田 惠 介	平成30年度・令和元年度

■企画委員会

所属課名	職名	氏名	備考
総務課	課長補佐	高島 和 浩	平成30年度・令和元年度
税務課・会計課	課長補佐	江花 一	平成30年度
		山下 愛 理	令和元年度
住民生活課	課長補佐	才川 健 一	平成30年度
		大庭 路 世	令和元年度
保健福祉課	課長補佐	赤間 昭 己	平成30年度
		江花 一	令和元年度
経済文化振興課	課長補佐	才川 育 世	平成30年度
		赤間 昭 己	令和元年度
文化スポーツ推進室	次 長	松本 光 昭	平成30年度・令和元年度
農林課	課長補佐	岩佐 和 男	平成30年度・令和元年度
建設水道課	課長補佐	山下 愛 理	平成30年度
		滝沢 里 志	令和元年度
農業委員会	庶務係長	佐藤 文 紀	平成30年度
		山口 祐 弥	令和元年度
教育委員会管理課	課長補佐	得能 理	平成30年度
		三浦 誠	令和元年度
町立病院事務局	次 長	阿部 泰 則	平成30年度
		細谷 侯 仁	令和元年度
議会事務局	庶務係長	佐藤 誉 修	平成30年度
	次 長	才川 育 世	令和元年度
政策調整課（委員長）	課 長	今瀧 毅	平成30年度・令和元年度

■庁内検討委員会

所属課名	係名	職名	氏名	備考
総務課	総務係	係長 課長補佐	鈴木 誠	平成30年度 令和元年度
税務課	資産税係	係長	高橋 正人	平成30年度
			成瀬 弘記	令和元年度
住民生活課	住民生活係	課長補佐	才川 健一	平成30年度（委員長）
			大庭 路世	令和元年度
	町営住宅係	係長 課長補佐	三浦 誠	平成30年度
			得能 理	令和元年度
保健福祉課	社会係	係長 課長補佐	石崎 智大	平成30年度 令和元年度（委員長）
	福祉係	係長	藤原 元貴	平成30年度・令和元年度
経済文化 振興課	商工振興係	課長補佐	才川 育世	平成30年度
			赤間 昭己	令和元年度
	観光振興係	係長 課長補佐	谷口 雄二	平成30年度 令和元年度
	交流振興係 移住定住推進係	係長	田中 芳久	平成30年度 令和元年度
文化スポーツ 推進室	スポーツ振興係	係長 次長	久龍 俊男	平成30年度 令和元年度
	文化振興係	係長	三上 宰主	令和元年度
農林課	農業振興係	係長	安藤 和也	平成30年度
			斉藤 優太	令和元年度
	土地改良係	係長	土井 俊介	平成30年度・令和元年度
建設水道課	都市施設係	係長	嶋原 秀也	平成30年度・令和元年度
	建築係	係長	金子 俊介	平成30年度・令和元年度
水道整備室	庶務係	係長 次長	田村 康一	平成30年度 令和元年度
教育委員会 管理課	学務係	係長	成瀬 弘記	平成30年度
		課長補佐	三浦 誠	令和元年度
農業委員会	庶務係	係長	佐藤 文紀	平成30年度
			山口 祐弥	令和元年度
(事務局) 建設水道課		課長	芝生 公之	平成30年度（事務局長）
			山下 浩史	令和元年度（事務局長）
	管理係	係長	餌取 良	平成30年度・令和元年度
		主任	谷口 直也	平成30年度・令和元年度
(事務局) 政策調整課	政策調整係	係長	安藤 和也	令和元年度
		主任	田野 寛之	平成30年度・令和元年度

② 計画策定の経過

■平成 30 年度

開催日	会議名	概要
平成 30 年 9 月 13 日	第 2 回まちづくり委員会 (1 回目)	計画の概要と検討体制について 第 2 次計画策定のスケジュールについて 等
9 月 26 日	第 1 回庁内検討委員会 (1 回目)	計画の概要と検討体制について 第 2 次計画への見直しの基本的な考え方 等
11 月 26 日	第 2 回庁内検討委員会 (2 回目)	第 1 次計画の成果検証について 第 2 次計画の構成案について 町民アンケートの実施について 等
11 月 29 日	第 1 回企画委員会 (1 回目)	同 上
12 月 18 日	第 3 回まちづくり委員会 (2 回目)	同 上
12 月 21 日	第 1 回都市計画審議会 (1 回目)	計画の概要と検討体制について 第 2 次計画策定のスケジュールについて 第 1 次計画の成果検証について 第 2 次計画の構成案について 町民アンケートの実施について 等
平成 30 年 12 月 21 日～ 平成 31 年 1 月 20 日	町民アンケート調査	アンケート総数 522 票
平成 31 年 1 月 31 日	第 3 回庁内検討委員会 (3 回目)	第 2 次計画の主要課題について 第 2 次計画の全体構想における基本方針について 等
2 月 18 日	第 3 回企画委員会 (2 回目)	同 上
3 月 4 日	第 4 回まちづくり委員会 (3 回目)	同 上
3 月 19 日	第 2 回都市計画審議会 (2 回目)	同 上

■令和元年度

開催日	会議名	概要
令和元年7月22日	第1回庁内検討委員会 (4回目)	平成30年度の検討経過について 第2次計画基本施策等の検討について 等
9月4日	第2回企画委員会 (3回目)	同 上
9月30日	第1回まちづくり委員会 (4回目)	同 上
10月2日	第1回都市計画審議会 (3回目)	同 上
10月4日	第2回庁内検討委員会 (5回目)	第2次計画原案について 等
10月23日	第3回企画委員会 (4回目)	同 上
11月7日	第2回まちづくり委員会 (5回目)	同 上
11月13日	第2回都市計画審議会 (4回目)	同 上
令和元年11月25日～ 令和元年12月25日	町民コメント	コメント提出 2件
令和2年1月16日	第3回庁内検討委員会 (6回目)	第2次計画最終案について 等
1月27日	第5回企画委員会 (5回目)	同 上
2月17日	第4回まちづくり委員会 (6回目)	同 上
3月9日	第3回都市計画審議会 (5回目)	同 上



【図-①：都市計画審議会】



【図-②：まちづくり委員会】

資料－２ 上位計画等における都市計画に関連する施策方針について

① 上位計画

【 第５次美瑛町まちづくり総合計画（平成２８年３月） 】

足腰の強い産業づくり	産業振興、移住定住、市街地活性化
<p>(1. 農業) (16～20 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域全体で将来にわたって良好な農地保全が図られるよう促す ○農村地域の環境整備を継続するとともに、観光と連携した都市との交流を図る ○花壇整備や水路・農道の草刈等、農村地域の環境整備を行う ○新しい農業の担い手となる新規就農者を確保すべく積極的な受入体制を構築する 	<p>(2. 林業) (22～23 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未立林地や農荒廃地、伐採跡地の造林推進と森林資源の循環利用を促進する ○公共施設の整備にあたっては、カラマツ材などの製材を積極的に取り入れる
<p>(3. 商工業) (25～26 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を生かした魅力ある商品の研究開発を促し、町内商工業者の持続的な発展を目指す ○本通、丸山通を中心とした市街地の活性化を推進し、賑わいのあるまちづくりを図る ○町内業者の事業継続の意欲がより高まるよう様々な対策や事業継承が円滑に進むように支援を強化 ○商工会と連携し、労働者の生活の安定と誰もが仕事に意欲を持ち働けるよう労働環境の充実に努める ○新規創業や第二創業の支援を行うことで、町内の雇用創出等を促進 ○安定的な雇用機会を創出するとともに、移住者に対する雇用機会の確保、拡大に努める 	<p>(4. 観光業) (28～37 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある観光地としての発信や誘客だけでなく、観光マナーの啓発や交通事故防止対策にも取り組む ○広域観光を振興し、外国人観光客の誘客を促進する ○国内外からの観光客のニーズに応じた効率的なサインの整備を行う ○観光マナーの啓発と観光スポットの保全を行うとともに、アドバイザーの資質向上を図る ○国際化に対応できる観光地域づくりを目指す ○ファームイン・ファームレストラン開設の支援を行う ○サイクルツーリズムを推進し、観光資源として有効に活用するため、ルートの設定や見直しを適宜行う ○官民の連携を推進する新たな組織体制の構築を図る ○WEBやSNS等多様なメディアを活用して、国内外に向け各イベントの情報を発信する ○移住、二地域居住の在り方を検証し、それぞれのニーズにあった体制づくりを進める ○空き家・空き地情報の集約を行い、移住・定住を希望する人への情報発信を進める ○定住希望者への受入体制の充実に努める ○分散される白金観光を解消し、町内全体への情報発信基地としての体制整備に努める

ともに支え合うまちづくり	地域福祉、保健、医療
<p>(1. 地域福祉) (39～46 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で町民が支え合いながら生活する地域福祉ネットワークの形成を行う ○行政、町内会、関係機関が連携し地域福祉の担い手の育成に取り組む ○質の高い保育の提供及び保育環境の充実に努める ○気軽に利用できる遊び場の提供など、総合的な子育て支援を行う ○安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努める ○高齢者の移動支援、福祉バスの有効活用など高齢者の社会参加の促進等を行う ○住宅改修の支援や高齢者福祉住宅の整備などを総合的に展開する ○公共施設のバリアフリー化等、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進する ○障がいがあっても自ら地域で暮らしていけるよう、地域生活拠点の整備を推進する <p>(2. 保健・医療) (48～51 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保や医療水準の維持・向上を図る 	

まちを動かす人づくり	教育、生涯学習、芸術文化
<p>(1. 学校教育) (57～62 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全安心な学校生活を送れるよう、適切な維持管理と計画的な改修を行う ○通学環境の確保とスクールバス車両の計画的更新を図る ○児童生徒がのびのびと学べる環境を保持するため、日常的な安全管理に努める <p>(3. 生涯学習) (64～67 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サークル活動や学習活動の拠点となる場の整備と適正な運営に努める ○社会体育施設の有効利用を促進し、町民が楽しめる施設整備に努め、生涯スポーツを推進する ○芸術文化活動の拠点となる場の整備と適正な維持管理に努め、町民のニーズと実情に応じて施設の更なる充実に努める 	

安全・安心なまちづくり	土地利用、社会基盤整備、防災
<p>(1. 都市計画) (74～83 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施策と調和して街路空間のバリアフリー化を進める ○歩行時における休息の場や語らいの場となるポケットスペースの整備を図る ○美瑛らしい開放的で潤いのある街並み空間を形成・維持する ○景観に配慮した街路整備、路上イベント等の街路空間のオープン化など、街歩きが楽しくなる街路空間を創造する ○町営住宅の木造化・内装木質化の推進、木質バイオマス燃料や地中熱熱源などの地域資源を有効活用した住宅の整備を促進 ○住宅におけるユニバーサルデザインの普及促進、さらには自然環境と調和のとれた北方型住宅の建設を促進する ○町営住宅の整備と適正管理を継続して行う ○まちなか居住の推進や空き家を含めた住宅に関する情報提供に努める。また、老朽化した団地の建替事業や活用可能な空き家について、住宅ストックとして再利用を図る ○地域住民の安全確保を第一として、利便性が高く、安全・快適な道路・橋梁の整備と維持管理に努める ○道路の緑化、道路構造物の美装化をはじめとした環境美化や案内サインの整備など、潤いと安らぎある道路空間の創出に努める ○農村地域の幹線農道及び地域間支線農道の整備を推進し、気象災害に強く、集出荷の円滑化や機械の大型化に対応できる安全な交通体系の確立を図る ○警告看板等の多言語化や自転車通行路のゾーニング化等を検討する ○交差点付近のランブルストリップス化や側道の拡幅、駐車施設の整備など、安全対策及び渋滞緩和策を進める ○公園の機能のあり方や利用者のニーズを検証し、憩いや潤いを提供できる公園の再整備に努める ○住民が安全安心して利用できるよう公園施設の老朽化対策を強化する ○既存公園の特性や地域の個性を生かした施設配置によって、特色を持った公園の再整備に努める ○町民の健康増進、保健福祉及び地域防災に寄与する公園整備に努める ○冬期間の利便性と交通安全を優先し、快適な車道及び歩道空間の確保を図る <p>(2. 水道) (84～86 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の計画的な整備と維持管理に努める ○下水道管渠や処理場設備の計画的かつ効率的な更新を行うとともに、浸水対策を図る ○汚泥堆肥の生産を図り、利用拡大を推進するとともに、し尿汚泥との連携を図る <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>	

安全・安心なまちづくり	土地利用、社会基盤整備、防災
<p>(3. 衛生) (88～91 p)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○町民の自主的な環境衛生美化活動の展開を推進、支援する ○公害に対する監視、指導の強化を図り、適切な処理に努める ○収集体制の多様化を検討しながら、分別収集の徹底と収集体制の充実を図る ○多様化するリサイクルの仕組みに対応しながら、資源リサイクル運動を進める ○農村地域を中心に合併処理浄化槽による水洗化を推進する ○し尿汚泥の更なる有効活用を進めるとともに、下水汚泥との連携について検討する 	
<p>(4. 防災、消防・救急) (92～96 p)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳避難施設、観測監視装置の充実をハード、ソフトの両面から推進する ○情報通信ネットワークの高度化に向け、防災行政無線のデジタル化を継続的に推進する ○河川護岸の修復、整備のほか、河道の掘削等により河川の流下断面積を大きくすることにより、河道の流化能力の向上を図る ○総合的な治水対策を関係機関等と連携して推進する ○地域における土砂流出の状況を的確に把握し、北海道とともに予防治山工事などの各種治山事業を計画的に進める 	
<p>(5. 交通) (97～100 p)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○路線バス運行の確保・充実を図る ○列車ダイヤの確保・充実とあわせ、道路交通との連携を図る ○交通サービスのより一層の充実を図り、交通弱者の支援対策に努める ○都市間道路交通網の整備を促進する ○道路の整備改良、路肩の拡幅、歩道のバリアフリー化、案内標識の適正配置など、道路交通環境の整備に努める ○外国人に対する国内の交通ルールの普及と啓発を継続し、交通マナー向上と事故防止を図る 	
<p>(6. 防犯) (101 p)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、発生実態に即した抑止対策の実施を図る 	
<p>(7. 新エネルギー) (102 p)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○木質バイオマス、地中熱、水力、太陽光発電等、地域特性と地域資源を活用した再生可能エネルギーの生成に取り組む ○公共施設における再生可能エネルギーの活用を進め、地域資源の有効活用と環境保全型低炭素社会に対応した取り組みを進める ○太陽光発電など、家庭における再生可能エネルギー活用を支援する 	

みんなで歩むまちづくり	住民協働、日本で最も美しい村づくり、景観形成
<p>(1. 町民参加・協働) (104～110 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民参加を促し、協働のまちづくりを進める ○町内の景観修景・環境美化活動等の町民参加による美しい村づくりを推進する ○国内外へ美しい村としての価値を発信し、交流人口の拡大を図る ○本町の美しく豊かな環境・景観、育んできた歴史・文化・産業などに対する理解を促し、観光の付加価値を高める取り組みを進める ○地域資源の情報や学習の場を提供するジオ拠点施設の整備に努める ○多様な情報手段を活用して、地域資源とその魅力を広く発信する ○自然環境の保全、農村計画の基盤となる農業の営みを支えるとともに、景観づくりの担い手である町民の活動を支援し、美しい景観の保全に努める ○良好な景観の形成に資する景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木として指定し、魅力ある景観の発信や保存に努める ○本町の地域資源を活用した産業振興を図ることで、新たな雇用の創出や交流人口の拡大を目指す 	
<p>(2. 情報化) (112 p)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内全域への情報通信基盤の整備を進めるとともに、(中略) 主要なポイントに公衆無線 LAN を設置するなど、情報通信環境の整備を進める ○多様な手段での情報発信が可能となるよう、様々な情報発信技術の検討・検証を進める 	

② 関連計画

【美瑛町地域防災計画（平成 26 年 11 月）】 (28～32 p)

- 建物の安全性向上や火災に強いまちづくりを目指した安全で快適な住環境の創出
- 都市計画道路や幹線的な道路・橋梁の整備・改良により道路網の充実を図ると共に、安全性・利便性・快適性を備えた生活道路の整備を推進する
- 市街地や市街地周辺に公園・緑地等のオープンスペースを確保し防災空間としての利用を推進する
- 下水道施設の耐震化やバックアップ化復旧体制の強化などの防災対策を推進する
- 適正な避難所の確保と設備の整備
- 安全で快適な住環境の創出に向け、狭小道路の解消、生活道路の整備など市街地整備を推進する

【 美瑛町地域強靱化計画（平成 30 年 3 月）】 （37～40 p）

- 建築物の耐震化目標の達成に向けた改修に対する支援制度の充実
- 市街地における緊急輸送道路や避難路について、沿道建築物や無電柱化を含め計画的な整備を推進する
- 避難場所として活用される都市公園についての施設整備
- 下水道BCPに基づき、施設の耐震化・長寿命化等の老朽化対策を行う
- 大規模倒壊や火災に伴う被害への施策として、公共施設や民間の大規模建築物に対する耐震化を促進する
- 土砂災害の恐れのある箇所について、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する
- 河川改修やダム、排水施設等について、浸水被害等を勘案した治水対策を行う

【 美瑛町観光マスタープラン 2020（平成 30 年 3 月）】 （30～31 p）

- 4つの方針「地域資源の多様性拡大と持続性の担保」、「観光の成長マネジメントと質の向上」、「くらしと観光の融合によるまちづくり」、「美瑛版DMOの確立」により計画を推進する
- 方針を支える戦略「農業景観の保全と活用」、「観光エリアの再設計」、「くらしに貢献する観光の実現」により様々なプロジェクトに取り組む

【 美瑛町景観計画（平成 27 年 3 月）】 （16～19 p）

- 景観計画区域を定め、自然環境を守る区域としての「山岳景観区域」、人の営みによって生まれる景観を育てる区域としての「丘のまち景観区域」に区分し、景観特性や景観形成の目標に応じた方針により、魅力的・個性的な景観形成を目指す
- 「丘のまち景観区域」においては、「本通景観育成区域」、「丸山通・西大通景観育成区域」、「国道237号沿道区域」、「道道966号沿道区域」を景観育成区域として設定し、景観形成を推進する

【 美瑛町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）】 （8 p）

- 保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、縮減に取り組む
- 定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、トータルコストを十分検討した中で計画的な機能改善による施設の長寿命化を図る

【 美瑛町住生活基本計画（平成 26 年 11 月）】 （66～82 p）

- 環境負荷の少ない住宅づくりや地域資源を有効活用した地域内循環システムの構築による、低炭素社会に向けた住宅の整備促進
- 空き家・空き地活用の推進と危険な空き家の撤去の推進
- まちなか居住の推進と定住住宅地の確保

【 美瑛町空家等対策計画（平成 29 年 10 月）】 （39 p）

- 空家等の所有者に対する情報発信及び適正管理に向けた意識啓発を進める
- 移住・定住促進に向けた、空き家を活用した移住定住促進住宅の提供や第三者利用による居住環境の向上を進める
- 安全な居住環境維持に向けた危険な空き家の除去を促進する

資料-3 第1次計画の検証結果

① 地域別施策の達成状況

○第1次計画（P.107～108）に記載された60施策の達成状況について検証する。

1次計画 地域別施策の内容				
区分	基本方針	施策の種別	施策内容・事業名	実施時期
市街地域	適正な土地利用規制	住民ニーズに即した適正な土地利用規制の適用	用途地域の見直し	—
			美瑛町宅地開発要綱	継続
		国道・幹線街路沿線の緩和	用途地域の見直し	—
	良好な住環境づくり	利便性の向上 (小規模店舗、事務所等)	用途地域の見直し	H29
			文化体育施設・福祉施設・公園緑地等の適正配置	適宜
		災害に強い安全な住環境づくり	建築規制の継続	継続
			美瑛町地域防災計画の見直し	継続
		個性的な都市景観の保全	まちづくり総合支援事業	H11～14
			地区計画、建築協定等に基づく規制の継続	継続
			ゴミステーション施設整備事業	継続
		計画的な質の高い住宅地の造成	鉄西土地区画整理事業	H3～H13
			東町・原野二線・四線地区宅地造成	—
			地区計画の推進	継続
	活気あふれる中心市街地づくり	中心商業地の活性化	商工業指導事業	継続
			商店街再編整備事業	継続
			本通土地区画整理事業	H1～13
			丸山商店街活性化事業	H25～30
		宿泊施設、商業施設の誘致	宿泊施設及び商業施設の誘致活動の推進	適宜
		JR駅周辺地区の整備	駅前交通広場の整備	H12～13
			西口交通広場の整備	H12～13
公共駐車場の整備			H16	
バリアフリーを含む周辺歩道等の整備			適宜	
横断歩道橋の整備			H14	

計画期間内の実施状況		
	特記事項	状況
	市街地化は現用途区域内で進んだため、大規模な用途の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進した。	未実施
	H3に制定された要綱に基づき、景観条例等と連携しながら、宅地開発に伴う無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の確保に努めている。	継続中
	国道等の幹線街路沿線の用途地域の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進した。	未実施
	町民プールの建設にあたり、利用者の利便性向上のため、建設地の用途指定を見直した。	完了
	スポーツセンター、保健センター、鉄西公園等、ニーズに合わせた様々な公共施設の整備を行い、適正配置に努めている。	継続中
	準防火地域による建築規制を継続し、火災の未然防止を図っている。	継続中
	地域防災計画の見直しを適宜行ったほか、主に美沢地区を中心に避難路を整備している。	継続中
	本通土地区画整理事業とあわせて、ゲートコーナーやポケットスペース等の街歩きを促進するための施設を整備した。	完了
	「本通地区建築協定」に加えて、景観計画を策定（H27）し、統一した景観形成を推進しているほか、地区計画による土地利用を進めている。	継続中
	地域団体がゴミステーションの整備を行う場合にその費用の一部を助成し、収集の効率化及び環境衛生の向上に努めている。	継続中
	幹線道路を始め、交通広場や公園整備を行い、質の高い市街地の造成を図り、良好な市街地が形成された。	完了
	既成市街地内で市街化が進んだため、原野地区での宅地造成には至らなかった。憩町やみどり地区等の丘陵地域の一部では、農村景観を求めた移住者により、住居が点在する形となった。	未実施
	「鉄西地区地区整備計画」により質の高い市街地の形成に努めているほか、西大通沿線の土地利用が進んでいないことから、H26年度に計画の一部変更を行っている。	継続中
	商工会に対する運営経費の一部補助により、町内商工業者への経営指導や経営補助業務の強化が図られ、経営改善や経営安定に繋がっている。	継続中
	本通土地区画整理事業の施工区域等を対象とした補助事業により、美瑛軟石の使用及び突き出し看板の設置等が図られ、統一的な街並みを創出している。	継続中
	本通を始め、幹線道路、区画道路や駅前広場等を整備し、統一的な街並みを創出した。	完了
	区画整理事業による実施を検討したが、道路敷地内での事業として、無電柱化や歩行空間の整備を実施し、交流人口の増加による商店街の活性化を推進した。	完了
	鉄西地区を中心に宿泊施設や飲食店が多く開業する等、良好な土地利用が図られているほか、本通地区や丸山通地区周辺においても、新規開業が見られている。	継続中
	本通土地区画整理事業により、美瑛駅前広場の整備を実施し、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	完了
	鉄西土地区画整理事業により、美瑛駅西口交通広場の整備を実施し、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	完了
	美瑛駅横に本通地区商店街等の利用者の利便性を向上させるため、駐車場を整備した。	完了
	本通地区並びに丸山通地区及び公共施設周辺の歩道について、拡幅やセミフラット化等の整備を行っている。	継続中
	鉄西土地区画整理事業により、本町地区と北町地区を結ぶ「丘のまちフリーロード」を整備したほか、美瑛駅西口交通広場の整備を実施するなど、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	完了

1次計画 地域別施策の内容					
区分	基本方針	施策の種別	施策内容・事業名	実施時期	
市街地域	地場産業を支える工業地づくり	既存工業地の充実	企業振興促進補助	継続	
			既存工業地のインフラ整備（道路・上下水道）の推進	H16～23	
		工業地域の指定と造成	用途地域の見直し	—	
	充実した都市施設の整備	都市計画道路や町道の計画的整備	都市計画道路を中心とした市街地幹線道路網の計画的整備と歩道等のバリアフリー・ロードヒーティングを含めた道路整備の推進	適宜	
				市街地内外の幹線道路網を確保するため、環状通の立体交差事業の推進	H12～18
				花園地区・扇町地区の重点整備	H15～23
		計画的な公園整備と市街地の緑化	公園緑地の整備・街区公園のリニューアル	継続	
				北町街区公園造成	H12
				3・3・1鉄西公園整備	H13～14
				街路樹の整備	適宜
		公共下水道の計画的整備	供用区域の拡充事業	適宜	
				花園地区・扇町地区の重点整備	H15～23
		公共施設の計画的整備	公営住宅整備	適宜	
				流雪溝整備事業（区画整理区域外分）	H1～13
				文化・体育施設の建設	適宜
				保健福祉センターの建設	H15
その他	観光事業の推進	継続			
		人材育成関連事業	継続		

計画期間内の実施状況		
	特記事項	状況
	町内における事業場の新設又は増設する者に対する助成措置を実施したことにより、本町産業の振興と雇用の拡大が図られている。	継続中
	扇町地区を中心に、町道及び上下水道の整備を実施した。	完了
	原野五線地区については、美瑛町森林組合等により工業地域として利用されているが、原野二線地区の見直しを行わなかったことから、新たに用途地域として指定しなかった。	未実施
	市街地幹線道路については、旭東通の事業認可決定をH13年5月に受けるなど、適正な配置に努めた。また、環状通の一部幅員変更、丸山通の一部幅員変更等の見直しを行ったほか、丸山通等の都市計画道路の整備を実施した。	継続中
	道道天人峡美瑛線のうち、西町地区と花園地区を結ぶ「花園アンダーパス」を整備し、町民の利便性が大幅に向上された。	完了
	花園地区、扇町地区について、街区道路及び下水道等の整備を実施し、生活環境が大幅に改善された。	完了
	公園施設の利用実態を確認し、施設の長寿命化を含めた公園のリニューアルを実施している。	継続中
	北町地区の街区公園として、鉄西土地区画整理事業とあわせて整備した。	完了
	町内唯一の近隣公園として、鉄西土地区画整理事業とあわせて整備した。	完了
	鉄西地区の街路や旭東通において街路樹を整備したほか、「街路樹等景観整備計画」を策定し、適正な管理にあたっている。	継続中
	計画的・効率的な施設の更新及び維持管理を行い、雨水及び污水それぞれの供用区域を拡充している。	継続中
	花園地区、扇町地区について、街区道路及び下水道等の整備を実施し、生活環境が大幅に改善された。	完了
	中町団地、大町団地、大町第2団地、旭町団地、北町団地等、老朽化した団地の建て替え等、公営住宅の整備に努めている。	継続中
	本通土地区画整理事業区域外の流雪溝付帯設備を整備し、適正な施設運営に努めた。	完了
	スポーツセンター、丘のまち郷土学館「美宙」、丘のまちわいわいプール等、ニーズに合わせた多数の公共施設の整備や適正配置に努めた。	完了
	町民一人ひとりが健康の保持及び増進を推進するための拠点として整備した。	完了
	道の駅びえい「丘のくら」等の拠点施設を整備し、郊外を中心とした周遊型観光のルートに市街地を加えるなど、様々な取り組みを積極的に推進している。	継続中
	担い手や地域づくり人材の育成等、生涯学習分野と連携した取り組みを進めている。	継続中

1次計画 地域別施策の内容					
区分	基本方針	施策		実施時期	
丘陵地域	農村景観づくり	適正な土地利用	美瑛町土地利用全体基本構想	継続	
		「丘のまちびえい」の景観を守る	美瑛町自然環境保全条例	継続	
			美瑛町景観条例	継続	
			美瑛町宅地開発要綱	継続	
			景観ガイドプラン	継続	
			美瑛町サイン整備計画	継続	
	充実した生活環境の整備	充実した生活環境整備	生活道路網の整備	継続	
			地域環境整備の推進	継続	
			水道施設の整備	継続	
	地場産業の振興、観光の充実	農業等の地場産業の振興	産業道路網の整備	継続	
			農業生産基盤整備	継続	
			農業担い手対策の推進	継続	
		観光の充実	観光事業の推進	継続	
			観光アクセス道路の整備	継続	
			地域観光拠点整備	適宜	
山岳地域	十勝岳連峰の保全	豊かな自然環境の保全	自然環境の育成・確保	継続	
	白金地区の観光資源の有効活用	自然と調和した環境整備	白金ダム・ビルケの森周辺等整備事業	適宜	
			森とふれあう道づくり事業	完了	
十勝岳連峰の保全	景観に配慮した砂防施設の設置	十勝岳火山砂防事業	継続		

計画期間内の実施状況		
	特記事項	状況
	農業振興地域整備計画や景観計画等の関連計画に基づき、基幹産業である農業にかかる様々な事業を展開し、良好な農村環境を保全できるよう適正な土地利用に努めている。	継続中
	景観条例にあわせて数次の改正を行いながら、無秩序な開発を防止と自然環境の保全と育成の取り組みを進めている。	継続中
	平成元年に制定した以降、H15及びH27に全面改正を行い、美瑛町の地域資源である景観を守り育てる取り組みを進めている。	継続中
	H3に制定された要綱に基づき、景観条例等と連携しながら、宅地開発に伴う無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の確保に努めている。	継続中
	景観法の制定に伴ってH27に「美瑛町景観計画」を策定し、丘のまちびえいの景観を守り、育て、活かし、魅力ある美瑛町を創造するための取り組みを進めている。	継続中
	丘陵地域の案内標識について、サイン整備計画に基づき、観光ルートの各所に配置したほか、新たに集合看板等の整備も進めるなど、周辺景観に負荷の少ない施設整備に努めている。	継続中
	郊外の幹線道路や支線道路の整備を推進し、主要施設等へのアクセスを円滑にするなど、産業基盤となる道路網の整備を推進している。	継続中
	聖台公園及び水沢ダム公園等について、美瑛らしい豊かな自然を感じられる農村公園として整備するなど、地域の様々なニーズに応えられる環境を創出している。	継続中
	置杵牛地区や旭地区に新たに水道施設を整備するなど、地域と協議を行いながら、上水道施設の拡充を推進している。	継続中
	農業生産基盤となる幹線道路や地域間支線農道の整備を推進し、農業振興と農村環境の改善に努めている。	継続中
	畑地帯総合整備事業等の農業基盤整備事業を実施し、基幹産業である農業の振興に努めている。	継続中
	美瑛町農業担い手研修センター「美進」を整備するなど、新規参入者が農業に入りやすい環境・支援対策を行い、美瑛町農業振興機構による新規就農研修者の確保と育成、後継者支援等を実施している。	継続中
	旧校舎等の公共ストックを活用した観光拠点施設を整備したほか、観光協会等と連携し、案内サインの設置や周遊ルートの整備等を進めている。	継続中
	点在する景観スポットとそれらを結ぶ道路網については、周辺景観との調和を図るため、電線類の地中化や電柱等の景観色化を実施している。	継続中
	民間による観光施設の整備を支援したほか、「北瑛小麦の丘体験交流施設」や「西美体験交流館」など、閉校した校舎を活用し、拠点施設を整備した。	完了
	環境省と連携し、山岳会・愛護少年団の協力を得ながら登山道の整備を進めたほか、遊歩道の安全点検や環境整備を進めている。	継続中
	「ビルケの森パークゴルフ場」や「青い池」を整備したほか、白金エリアの観光資源の魅力をさらに発信する拠点として、道の駅びえい「白金ビルケ」を整備した。	完了
	美瑛市街地と白金エリアを結ぶ道道十勝岳温泉美瑛線について、北海道等との連携により遊歩道整備や電柱類のセットバック等を実施し、周辺環境と調和した道路整備を進めた。	完了
	十勝岳噴火災害に備えた流路工等の火山砂防施設の整備を実施する中で、砂防施設の整備によって生まれた「青い池」の活用を推進したほか、十勝岳望岳台防災シェルターを整備するなど、利用者等の安全な環境の整備を進めている。	継続中

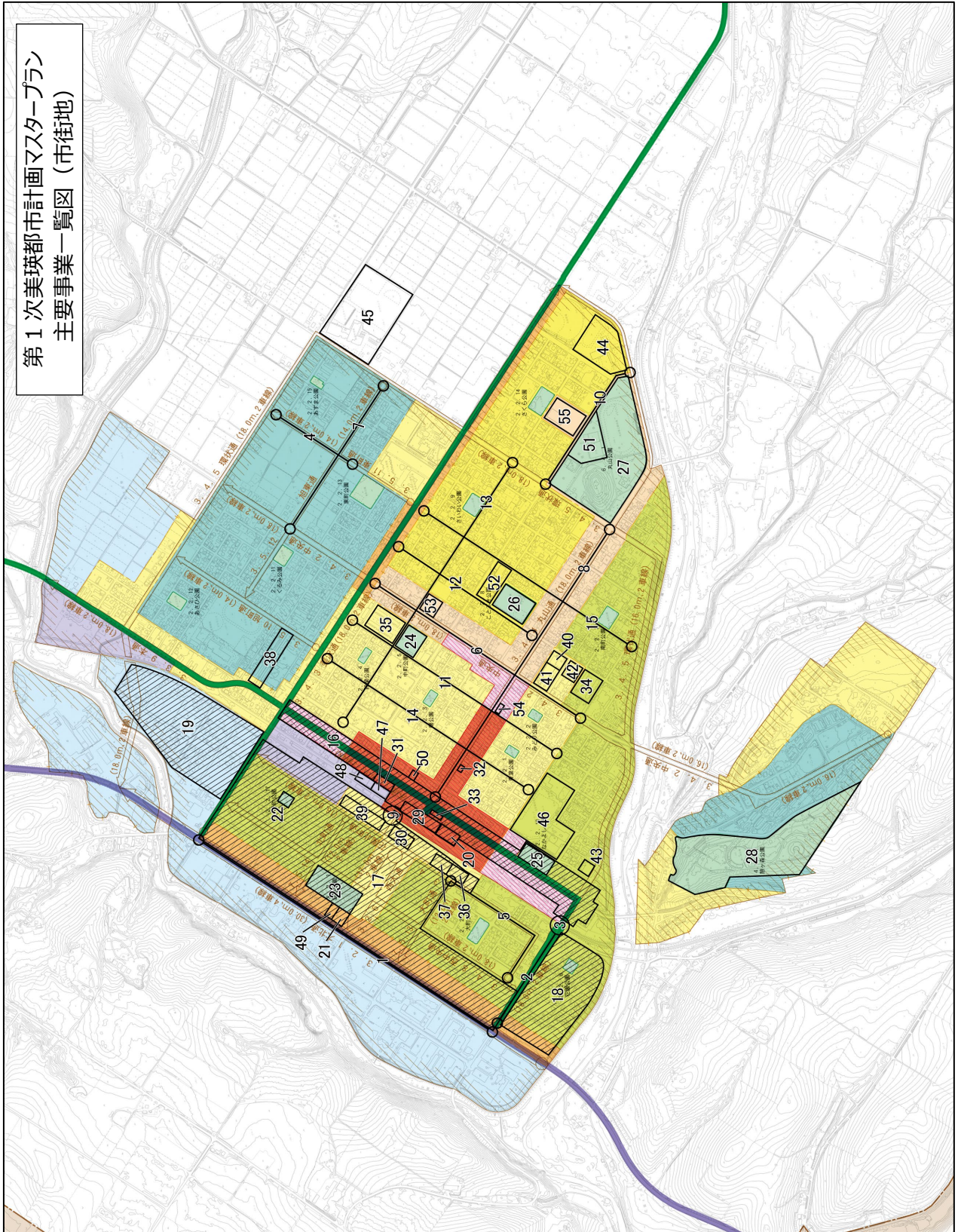
完了	21 施策	計 60 施策	実施率 93.3%
継続中	35 施策		
未実施	4 施策		

※実施率＝（完了＋継続中）÷全数

② 第1次計画期間中に実施された主な施策一覧（市街地）

区分	事業名	実施時期	図面番号
街路	国道237号（大北通）歩道整備事業	H13～H15	1
	一般道道天人峡美瑛線（本通）整備事業	H11～H17	2
	一般道道天人峡美瑛線（本通）アンダーパス整備事業	H12～H16	3
	東町3丁目線（東町通）道路整備事業	H11～H12	4
	大町北町線（花園北町通）道路整備事業	H11～H13	5
	中央通り線（中央通）歩道改修事業	H11～H16	6
	旭東通り線（旭東通）道路整備事業	H13～H15	7
	丸山通り線（丸山通）道路整備事業	H24～H30	8
道路	北町本町線「丘のまち フリーロード」整備事業	H12～H14	9
	丸山本町線道路整備事業	H17～18	10
	西町中町4丁目線歩道改修事業	H19、H22	11
	南町幸町2丁目線歩道改修事業	H20	12
	幸町中町1号線歩道改修事業	H21	13
	栄町中町3丁目線歩道改修事業	H21	14
	南町幸町3丁目線歩道改修事業	H21～23	15
	地区整備	本通土地区画整理事業	H1～H14
鉄西土地区画整理事業		H3～H15	17
花園地区の重点整備（町道、上下水道等）		H15～H27	18
扇町地区の重点整備（町道、上下水道等）		H16～H23	19
駐車場	本通地区駅前駐車場整備事業	H16	20
	国道237号駐車場整備事業	H13～H15	21
公園	北町公園整備事業	H12	22
	鉄西公園整備事業	H13～H14	23
	中町公園改修事業	H22～H23	24
	なかよし公園改修事業	H23～H25	25
	ことぶき公園改修事業	H24～H28	26
	丸山公園改修事業	H23～	27
広場	憩ヶ森公園改修事業	H24～	28
	美瑛駅前交通広場整備事業	H12～H14	29
	美瑛駅西口交通広場整備事業	H13	30
	道の駅エントランス広場整備事業	H16	31
	丸山通りポケットスペース整備事業	H27	32
	本通りポケットスペース整備事業	H28	33
公営住宅	公営住宅 南町団地建設事業	H8～H12	34
	公営住宅 中町団地建設事業	H10～H17	35
	公営住宅 大町団地建設事業	H13～H14	36
	公営住宅 大町第2団地建設事業	H18～H19	37
	公営住宅 旭町団地建設事業	H20～H26	38
	公営住宅 北町団地建設事業	H26～	39
福祉施設	生きがい活動支援通所施設「いきいきセンター」建設事業	H13	40
	保健センター建設事業	H15	41
	高齢者福祉住宅建設事業（南町）	H19	42
	高齢者福祉住宅建設事業（西町）	H23	43
教育施設	美瑛東小学校改修事業	H25	44
	美瑛中学校改修事業	H26	45
	美瑛小学校改修事業	H27～H29	46
交流施設	地域資源活用総合交流施設「ふれあい館ラヴニール」建設事業	H16	47
	物産販売施設「丘のくら」建設事業	H17	48
	産業交流センター「ふるさと市場」建設事業	H20	49
	丘のまち交流館「bi.yell（ビエール）」建設事業	H27	50
文化施設	丸山スポーツセンター建設事業	H17	51
	町民センター大規模改修事業	H20～H21	52
	図書館整備事業	H24	53
	地域資源活用交流施設「丘のまち郷土学館 美宙」建設事業	H27	54
	町民プール「丘のまち わいわいプール」建設事業	H29～H31	55

第1次美瑛都市計画マスタープラン
主要事業一覧図（市街地）



③ 地域別方針の検証

○第1次計画（P. 89～105）に記載された50方針の実施状況と今後の展開について検証する。

区分	基本方針	施策	実施状況
市街地域	適正な土地利用規制	用途地域の見直し	市街化は現用途区域内で進み、新たな用途指定は未実施
			H17年度の用途面積の調整のほか、軽微な用途変更を実施
	良好な住環境づくり	利便性の高い良好な住環境づくり	鉄西土地区画整理事業による質の高い市街地の形成
			景観計画策定による美瑛町らしい景観づくりの推進
			地区計画策定による土地利用誘導
		安全な住環境づくり	本通や丸山通、中央通等の幹線街路沿線への公共施設等の建設
	活気あふれる中心市街地づくり	びえいの顔づくり	避難施設等の適宜見直しと美沢地区を中心とした避難路の整備
			中核施設の整備による中心市街地の賑わいづくりの推進 観光交流施設の機能拡充による市街地への交流人口増加
			本通地区における土地区画整理事業等による魅力ある商店街と良好な街並み空間の形成
			丸山通地区における都市再生整備計画事業等を活用した良好な街並み空間の整備
			鉄西地区における土地区画整理事業等による北区行政区域の人口増加や土地の有効活用
			駅前交通広場、西口交通広場の整備による町民や観光客の利便性向上を図った
	地場産業を支える工業地づくり	工業の振興	「美瑛物産公社」の設立による特産品の研究・開発などの推進
			工業地域のうち扇町地区について、町道整備にあわせて下水道等の都市基盤整備を実施 原野二線地区の用途見直し等は未実施
	充実した都市施設の整備	都市計画道路や町道の計画的な整備	都市計画道路については、一部幅員変更等を行い、適正な配置と整備に努めた
			公共施設を結ぶ市街地の幹線道路を中心とした歩道改修
			歩行者の街歩きを促進するための休憩施設等を整備
			町道北町本町線「丘のまちフリーロード」の整備による移動円滑化 環状通（道道天人峡美瑛線）花園アンダーパスの整備による交通混雑の大幅な緩和

今後の展開	
	市街地域を拡げず、現在の用途地域に課題がある地域の用途見直しを検討
	特定用途制限区域の指定の検討
	整備された都市基盤の適切な管理を進める
	官民学連携による美瑛町らしい市街地景観の形成を進める
	地区計画に基づき鉄西地区の遊休地の活用を図る
	幹線街路沿線への便利施設の誘導
	避難施設等の適宜見直し、避難道路の整備推進 緊急輸送道路の無電柱化等の実施
	商店街の事業継承者の育成 空き店舗活用等、中小企業者等の活性化及び経営力強化に対する補助制度の拡充 商店街に必要な都市基盤について利用者のニーズにあわせた整備の実施
	整備された都市基盤の適切な管理と利便性向上に向けた取り組み
	整備された都市基盤の適切な管理と利便性向上に向けた取り組み
	国道237号及び鉄西通り線沿道への便利施設（宿泊施設や商業施設等）の誘導
	整備された都市基盤の適切な管理と利便性向上に向けた取り組み
	町内業者の積極的な連携による地場製品の振興
	国道237号沿道や扇町の一部における施設誘導や都市基盤整備の検討 大町・北町3丁目、大久保地区の工業地域における都市計画道路の整備にあわせた下水道等の整備拡充
	原野二線地区の用途指定（工業）は、農業振興の観点からも用途廃止等を検討
	都市計画道路の未整備区間についての見直しの検討 旭町地区、大町地区等の未改良路線の整備推進 主要施設等を結ぶ幹線道路網の老朽更新や路肩拡幅等の整備検討
	公共施設を連絡する幹線道路や通学路等の歩道のバリアフリー化推進
	歩行者交通量の多い個所へのポケットスペースや緑地空間の積極的な配置
	整備された都市基盤の適切な管理

区分	基本方針	施策	実施状況
市街地域	充実した都市施設の整備	公園緑地の計画的な整備と市街地の緑化	公園施設の利用実態やニーズを踏まえたリニューアルの実施
			公園施設長寿命化計画に基づく適正な施設管理
			全ての都市計画公園に一次避難所ピクトグラムサインを設置
			「鉄西公園」を町内唯一の近隣公園として整備
			街路樹等景観整備計画の策定による公共施設の緑化の適正管理
		公共下水道の計画的な整備	花園地区、扇町地区における街区道路及び下水道等の整備 下水道整備による快適な生活環境の形成
			公共施設の計画的な整備
		事業再生プログラムに基づく公営住宅等団地建替等の実施	
		リサイクル施設整備による資源ごみ回収品目の拡充と体制の充実	
丘陵地域	農村景観づくり	適正な土地利用	農村地域の特色を活かした多面的な土地利用の推進
			未来につなぐ森づくり推進事業等の活用による森林の計画的な整備及び機能保全の推進
			景観条例で定める行為の実施について届出制度の設定
			関係法令による森林の無許可開発行為の防止と無秩序な開発の抑制
			景観条例等の制定による乱開発の抑制
		「丘のまちびえい」の景観を守る	景観計画等による自然環境の保全と、各地域の特徴に応じた景観形成の推進
			景観審議会による積極的な取り組みや重要景観建造物・樹木の指定
	充実した生活環境の整備	充実した生活環境整備	幹線道路等の整備による主要施設等への移動円滑化及び農業生産基盤道路網の確立
			旭地区を經由したアクセス路の整備による物流や観光客の動線確保
			下宇莫別地区農工団地における一部農振地域への誘導等の計画的な土地利用の促進
			美馬牛南市街地の町道整備及び美馬牛駅前広場整備による生活環境の改善と利便性向上
			美瑛らしい豊かな自然を感じられる農村公園の整備や、様々なニーズに応えられる環境の創出
			点在する景観スポットとそれらを結ぶ道路網における電線類の地中化等の実施
	地場産業の振興 観光の充実		農産物直売施設や加工交流施設の整備による生産者と消費者の交流と地元農産物の町内外への魅力発信
主要観光施設アクセスルートや案内サイン等の整備による交通ネットワーク化の推進			

今後の展開	
	公園利用者の利便性向上・ニーズに即した環境整備
	公園施設長寿命化計画に基づく適正な施設管理
	避難所の適正配置、屋外の一時避難施設の機能検討
	公園施設長寿命化計画に基づく適正な施設管理
	街路及び公共施設内の積極的な緑化整備
	公共下水道の計画的・効率的な施設の更新、管渠整備及び維持管理 し尿処理施設延命化、合併処理浄化槽設置の推進
	保健センター等施設の利用促進、高齢者への支援体制の強化
	需要にマッチした町営住宅の提供
	ごみ処理施設の適切な改修等、次期最終処分場の計画的な整備
	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 様々な高齢者や障がい者のニーズに対応できる住環境及び施設等の整備検討 多様化する子育てニーズに対応できる保育等の支援体制及び施設の検討
	優良農地の確保と総合的な農業の振興及び農村環境の整備
	森林整備関連計画に沿った適切な森林管理
	景観との調和に配慮した土地利用、農業施設整備の検討
	農地及び林地の開発行為に係る関連法と景観条例等との連携による乱開発の防止や自然景観の保全等
	景観条例に基づく周辺環境に配慮した土地利用誘導を推進
	景観づくりの推進と、屋外広告物の設置にかかる条例の検討
	町民主体の景観まちづくりの推進
	老朽更新や路肩拡幅等の二次改築等の実施検討
	国道237号の拡幅等、渋滞緩和の手法の検討
	下宇莫別地区農工団地への企業誘導と農地利用の見込まれる区域の農工団地除外検討
	美馬牛市街地における都市基盤施設の整備検討
	農村公園の適正管理と利用者ニーズに即した施設の在り方の検討
	関係者の相互理解・合意形成による景観スポットや観光ルートの整備推進
	地元農産物の販売による町民の生きがい創出及び加工商品開発の推進
	観光マスタープランに沿ったルールの普及等、地域生活環境に負荷を与えない方策の検討

区分	基本方針	施策	実施状況
山岳地域	十勝岳連峰の保全		町有林の整備や保全 公共施設における地域材利用の推進や、木質バイオマスボイラーの導入による木材の有効活用と地材地消の促進
	白金地区の観光資源の有効活用		十勝岳望岳台防災シェルター整備による登山客や観光客の安全環境の形成 青い池における駐車場や散策路等の整備
			遊歩道やケビン等の管理を行い、安全に利用できる環境整備を実施
			白金エリアの情報発信拠点となる「道の駅白金ビルケ」の開設及び青い池につながる観光道路の整備
	十勝岳噴火を想定した防災対策		集客の多い観光スポットの有人化、Wi-Fi 環境の整備、十勝岳望岳台防災シェルターの整備により、登山客や観光客の安全環境を整備
国交省と連携した美瑛川砂防施設の整備			
【その他、地域区分によらない今後の展開】 ○移動系防災行政無線のデジタル化等、情報通信基盤を活用した新たな町民サービスの検討、新エネルギーの活用検討、公共交通機関の利用促進に向けた取り組み、道路照明のLED化、河川改修等治水対策の実施、上水道の拡充整備			

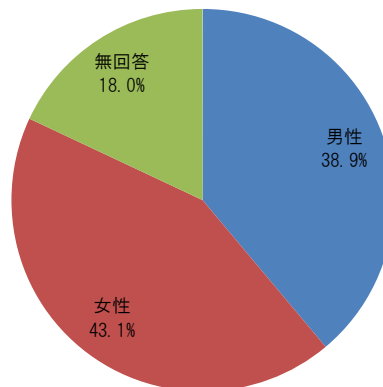
	今後の展開
	森林の多面的機能の維持・増進と森林環境の保全 森林資源の有効活用による地産地消の促進と持続可能な循環型社会の形成
	白金温泉街と青い池を含めたエリア全体の活性化策の検討
	環境省と連携した遊歩道等の整備やサイクリング拠点の整備による周遊観光の促進
	道道渋滞緩和に向けた道路施設等の整備やエリアの魅力発信による観光客の滞在時間延長や町内宿泊等の促進
	国外からの観光客に対応したWi-Fiによる防災情報等の発信や避難情報の広報検討
	砂防事業の継続及び整備された施設保全と活用検討

資料-4 アンケート調査結果

①回答者の属性

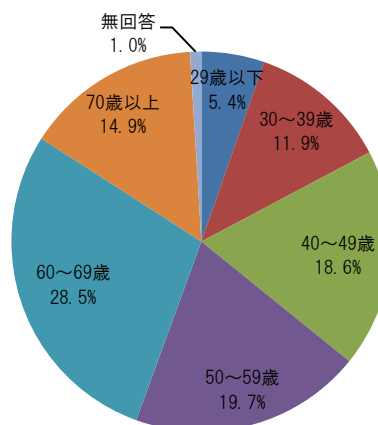
(ア) 性別

		回答数
1	男性	203
2	女性	225
無回答		94
合 計		522



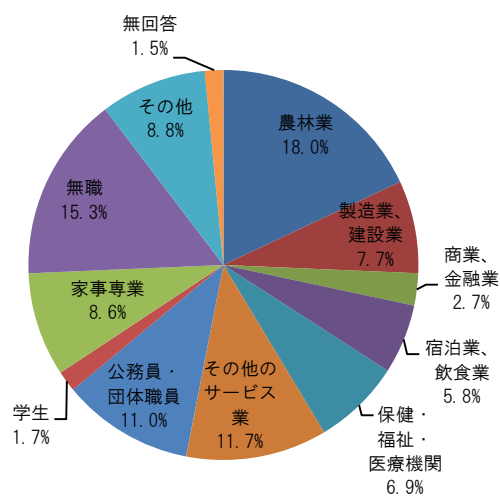
(イ) 年齢

		回答数
1	29歳以下	28
2	30～39歳	62
3	40～49歳	97
4	50～59歳	103
5	60～69歳	149
6	70歳以上	78
無回答		5
合 計		522



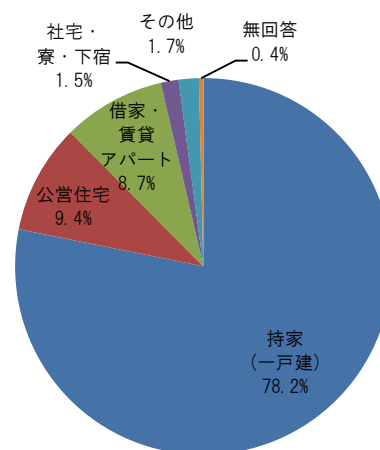
(ウ) 職業

		回答数
1	農林業	94
2	製造業、建設業	40
3	商業、金融業	14
4	宿泊業、飲食業	30
5	保健・福祉・医療機関	38
6	その他のサービス業	61
7	公務員・団体職員	57
8	学生	9
9	家事専業	45
10	無職	80
11	その他	46
無回答		8
合 計		522



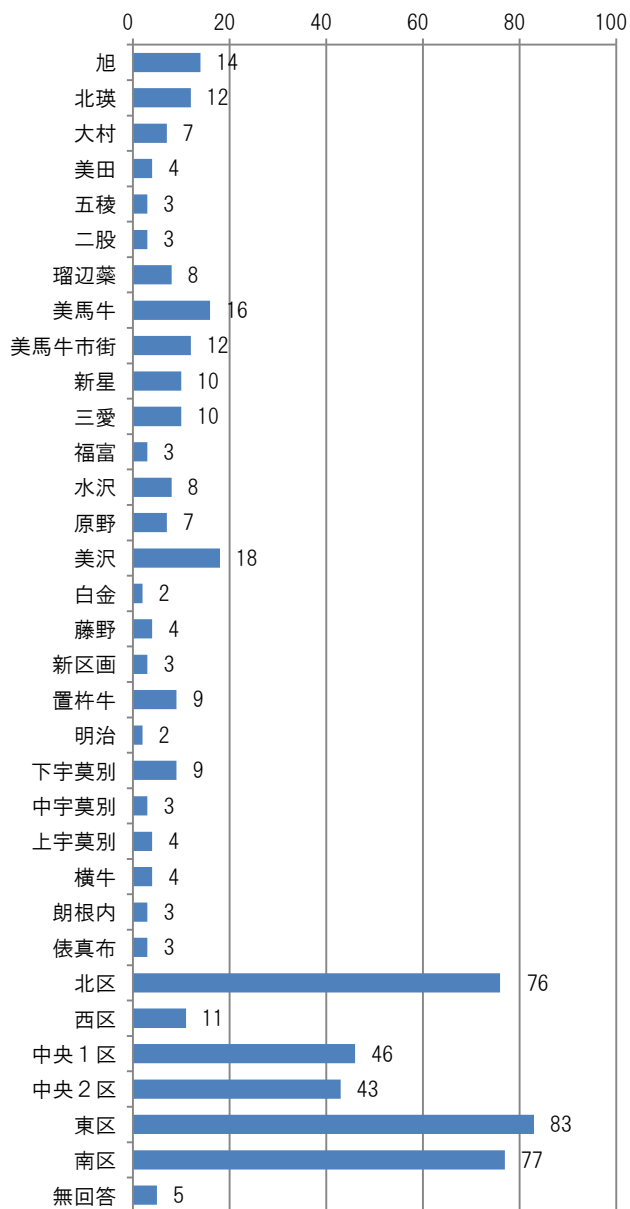
(エ) 住まい

		回答数
1	持家（一戸建）	408
2	公営住宅	49
3	借家・賃貸アパート	46
4	社宅・寮・下宿	8
5	その他	9
無回答		2
合 計		522



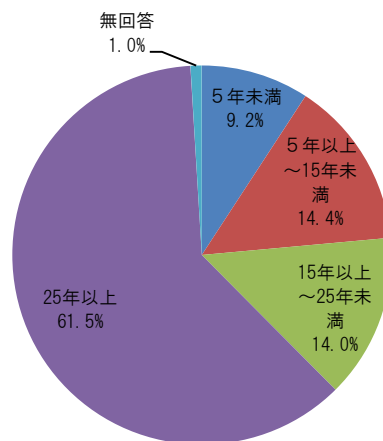
(才) 居住地区

区分	回答数
1 旭	14
2 北瑛	12
3 大村	7
4 美田	4
5 五稜	3
6 二股	3
7 瑠辺薬	8
8 美馬牛	16
9 美馬牛市街	12
10 新星	10
11 三愛	10
12 福富	3
13 水沢	8
14 原野	7
15 美沢	18
16 白金	2
17 藤野	4
18 新区画	3
19 置杵牛	9
20 明治	2
21 下宇莫別	9
22 中宇莫別	3
23 上宇莫別	4
24 横牛	4
25 朗根内	3
26 俵真布	3
27 北区	76
28 西区	11
29 中央1区	46
30 中央2区	43
31 東区	83
32 南区	77
無回答	5
合計	522



(力) 居住年数

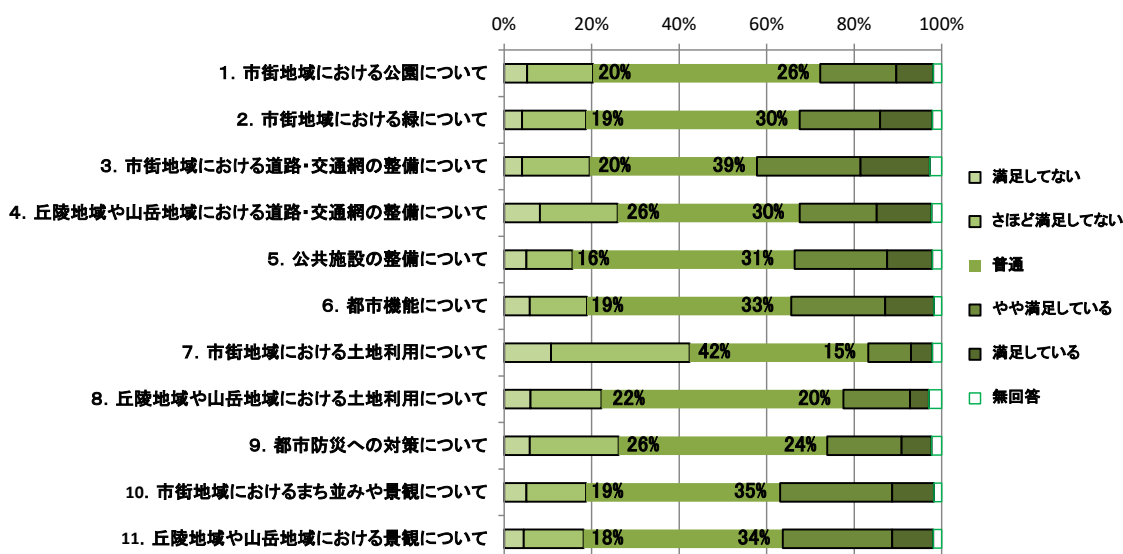
居住年数	回答数
1 5年未満	48
2 5年以上～15年未満	75
3 15年以上～25年未満	73
4 25年以上	321
無回答	5
合計	522



②各設問の結果

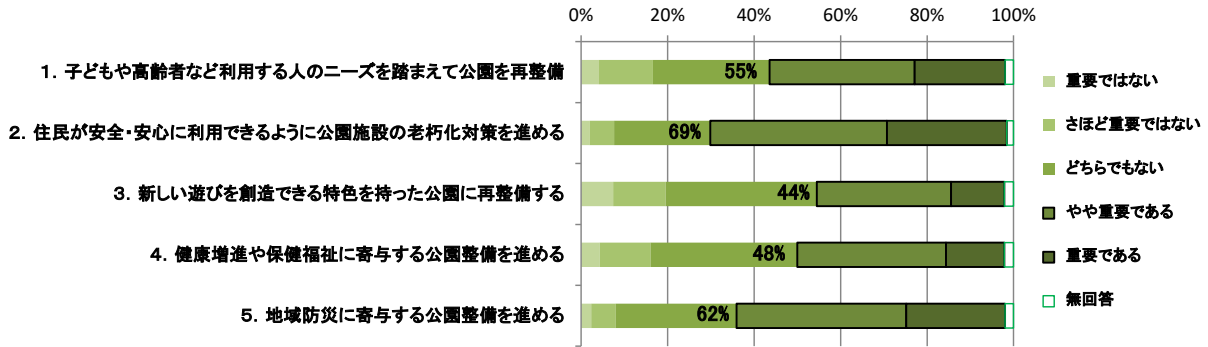
- 問1の満足度の判定については、「1. 満足していない」「2. さほど満足していない」の2項目をもって“満足していない”に区分し、「4. やや満足」「5. 満足」の2項目をもって“満足している”に区分した。
- 問2以降の重要度の判定については、「4. やや重要である」「5. 重要である」の2項目をもって“重要である”に区分した上で、各度合を検証した。“重要である”を選択した割合が6割(55%~64%)を「重要度は高い」とし、7割(65%~74%)の場合は「特に重要度は高い」とし、8割以上(75%~)の場合は「極めて重要度は高い」と仮定した。

【問1】 検討項目の満足度について



- “満足している”が5割に達しているものはないが、比較的“満足している”が高いのが、「3. 市街地域の道路・交通」（約4割）、次いで市街地域・丘陵地域・山岳地域の景観（3割弱）
- 「7. 市街地域の土地利用」で“満足していない”が多い（約4割）

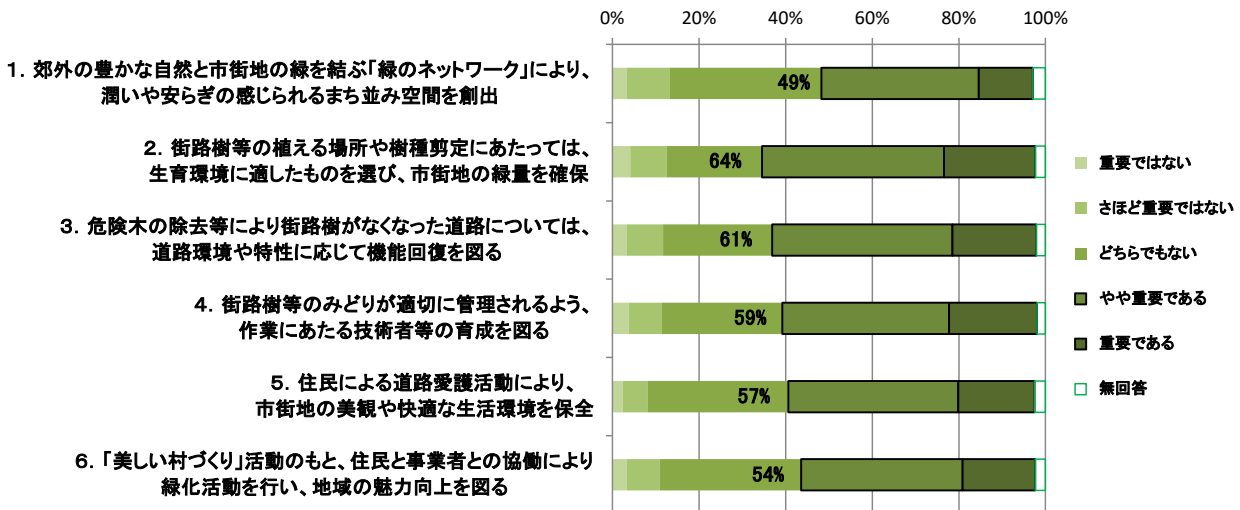
【問2】 市街地における公園について



○「2. 住民が安全・安心、老朽化対策」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。

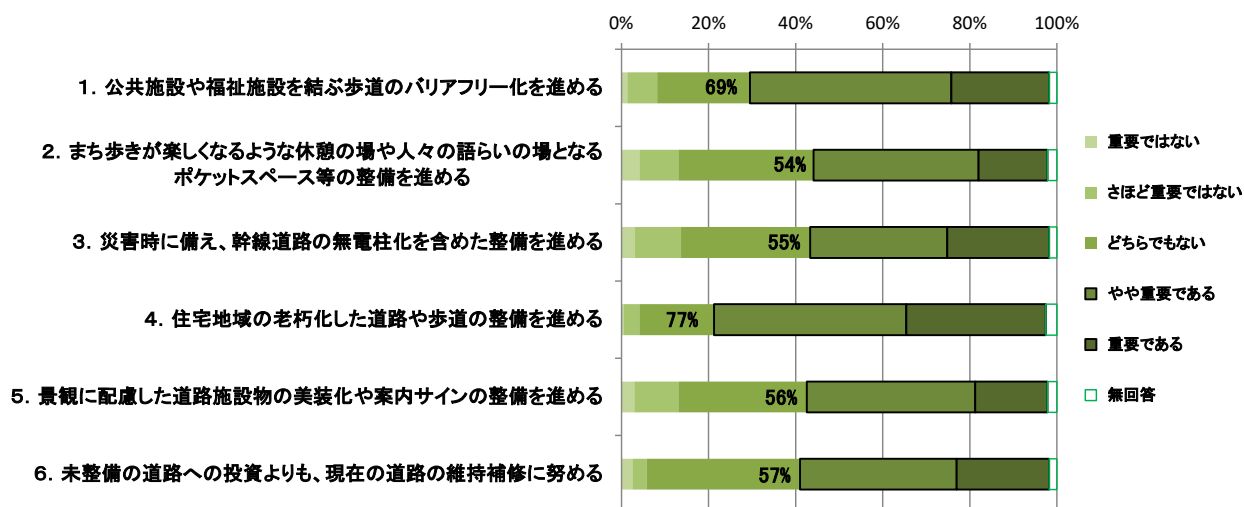
○「1. ニーズを踏まえて公園を再整備」、「5. 地域防災に寄与する公園整備」は6割で、重要度は高い結果となっている。

【問3】 市街地における緑について



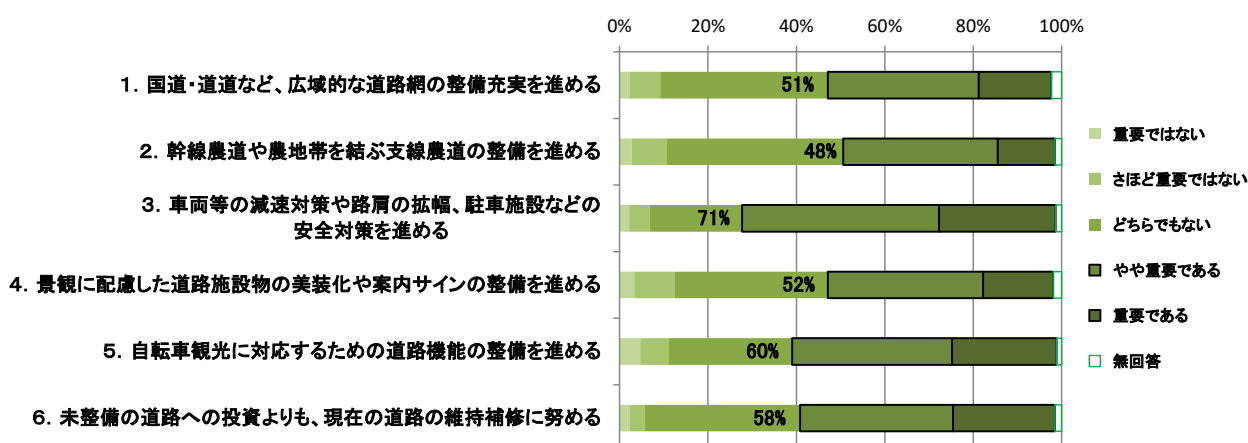
○「2. 生育環境に適した街路樹により緑量確保」、「3. 道路環境や特性に応じて機能回復」、「4. 街路樹等の管理にあたる技術者の育成」、「5. 市街地の美観や快適な生活環境」は6割の方が重要とされ、重要度は高い結果となっている。

【問4】 市街地における道路・交通網の整備について



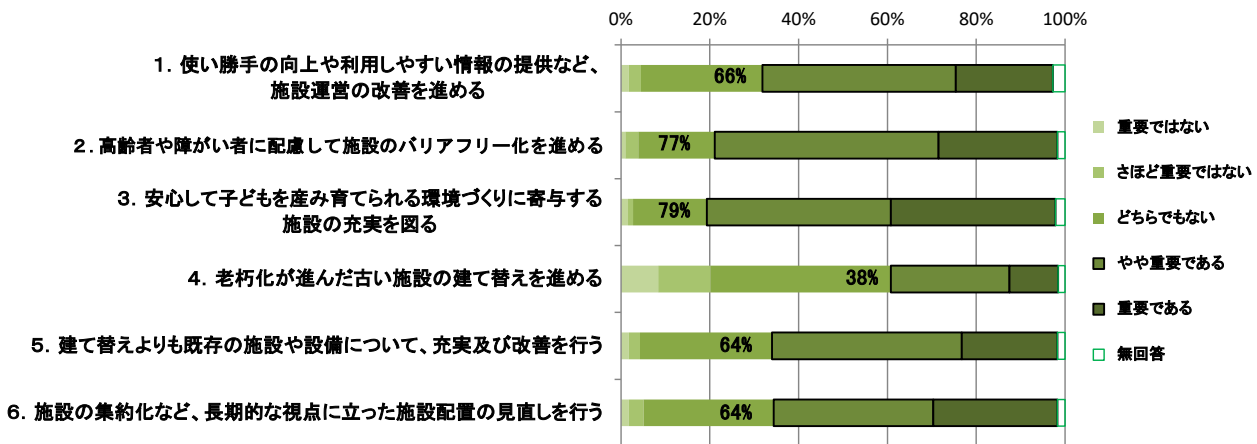
- 「4. 老朽化した道路、歩道の整備」は8割の方が重要とされ、極めて重要度は高い結果となっている。
- 「1. 歩道のバリアフリー」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。
- 「3. 幹線道路の無電柱化」、「5. 道路施設物の美装化、案内サイン」、「6. 現在の道路の維持補修」は6割の方が重要とされ、重要度は高い結果となっている。

【問5】 丘陵地における道路・交通網の整備について



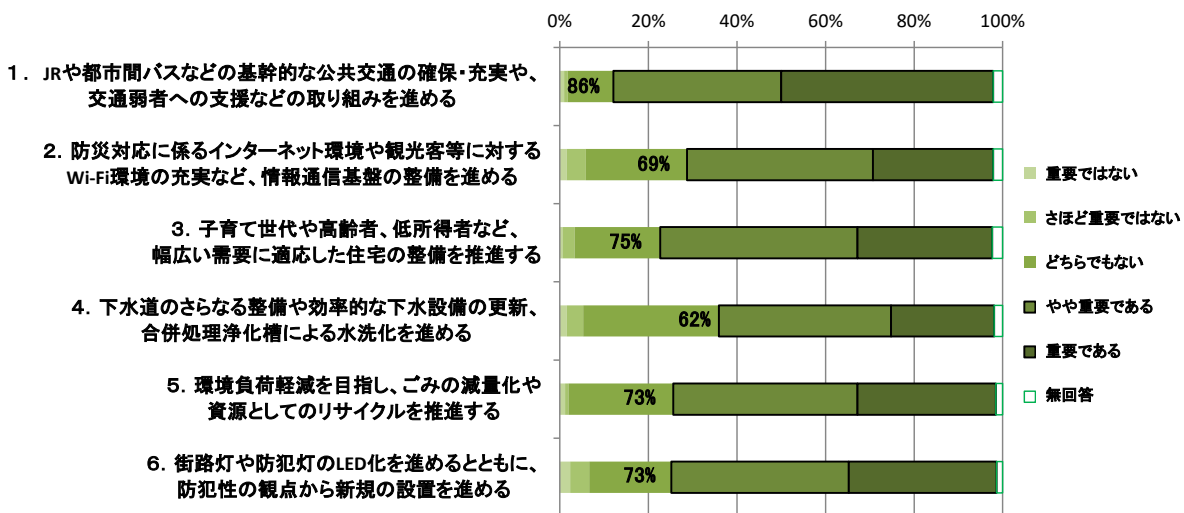
- 「3. 路肩拡幅、駐車施設などの安全対策」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。
- 「5. 自転車観光への道路機能」、「6. 現在の道路の維持補修に努める」は6割の方が重要とされ、重要度は高い結果となっている。

【問6】 公共施設の整備について



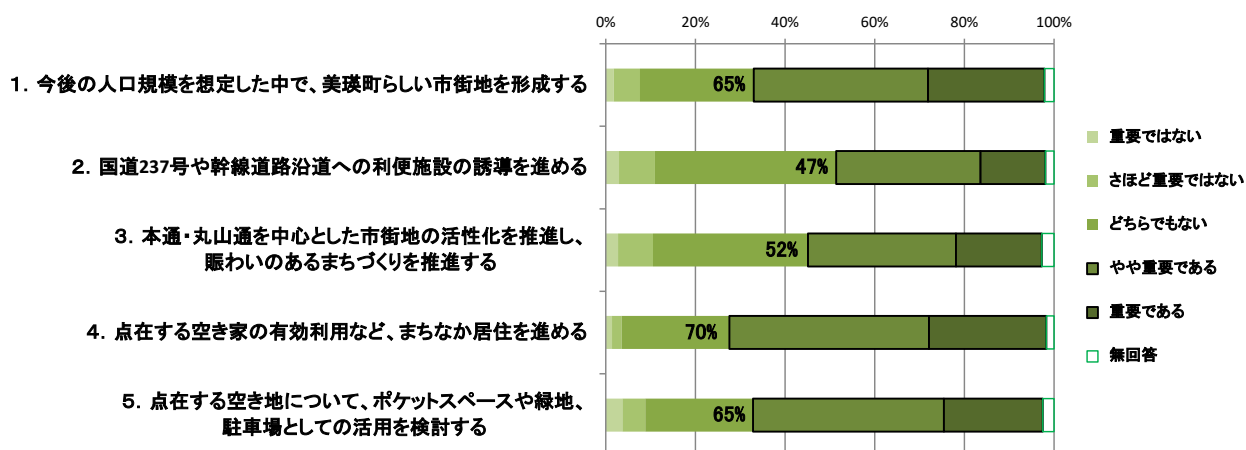
- 「2. 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー」、「3. 子育て環境の充実」は8割の方が重要とされ、非常に重要度は高い結果となっている。
- 「1. 施設運営の改善」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。
- 「5. 既存施設・設備の充実及び改善」、「6. 施設の集約化」は6割の方が重要とされ、重要度は高い結果となっている。

【問7】 都市機能について



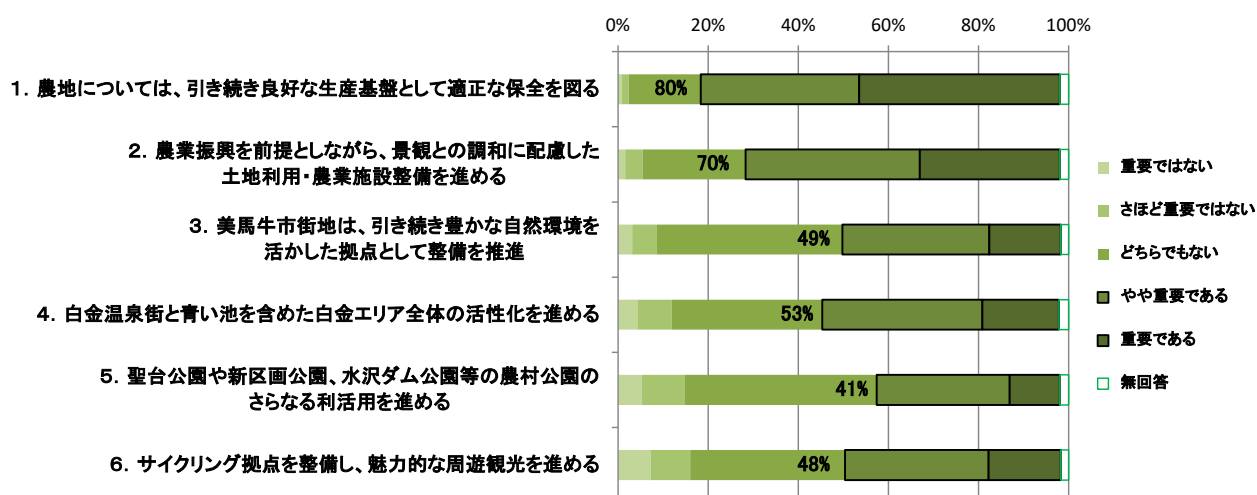
- 「1. JRや都市間バスなど基幹的な公共交通」は8割を超え、「3. 幅広い需要に適応した住宅整備」は、8割の方が重要とされ、極めて重要度は高い結果となっている。
- 「2. 情報通信基盤の整備」、「5. ごみの減量化や資源リサイクル」、「6. 街路灯や防犯灯のLED化」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。
- 「4. 下水道、合併浄化槽による水洗化」は6割の方が重要とされ、重要度は高い結果となっている。

【問 8】 市街地域における土地利用について



○「1. 人口規模に応じた美瑛らしい市街地」、「4. 空き家の有効利用」、「5. 空き地の活用」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。

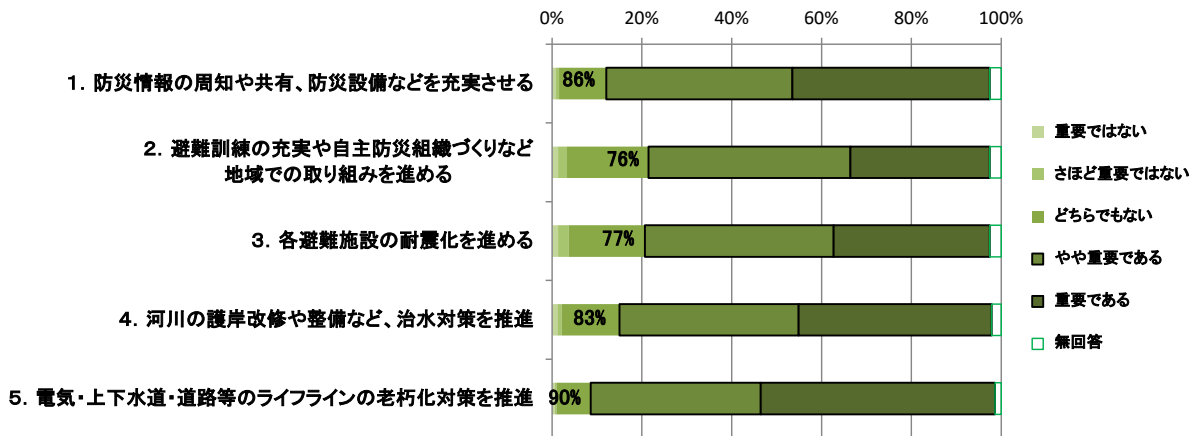
【問 9】 丘陵地域や山岳地域における土地利用について



○「1. 農地の適正な保全」は8割の方が重要とされ、極めて重要度は高い結果となっている。

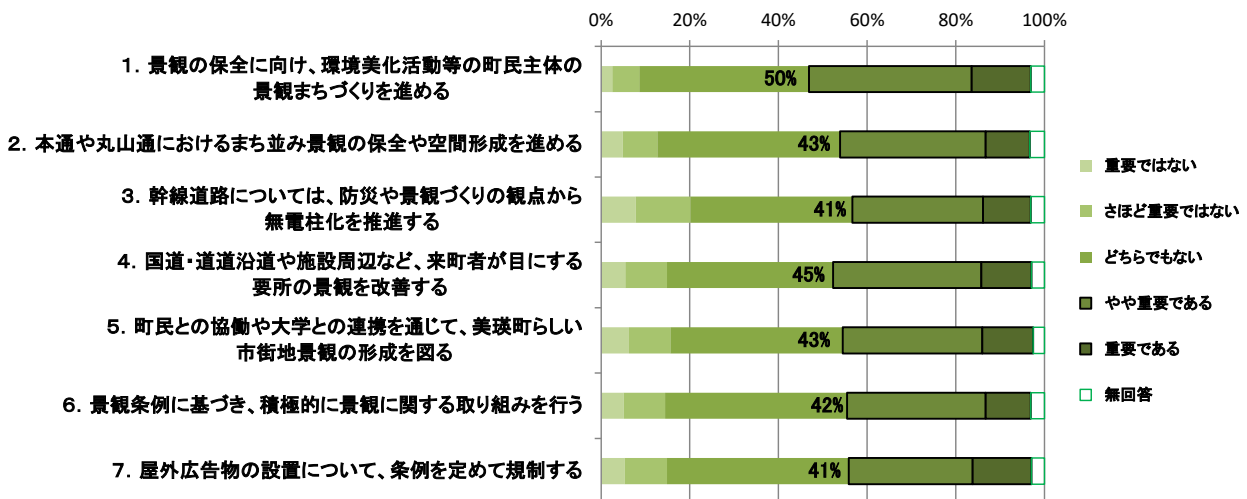
○「2. 農業振興と景観の調和」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。

【問10】 都市防災への対策について



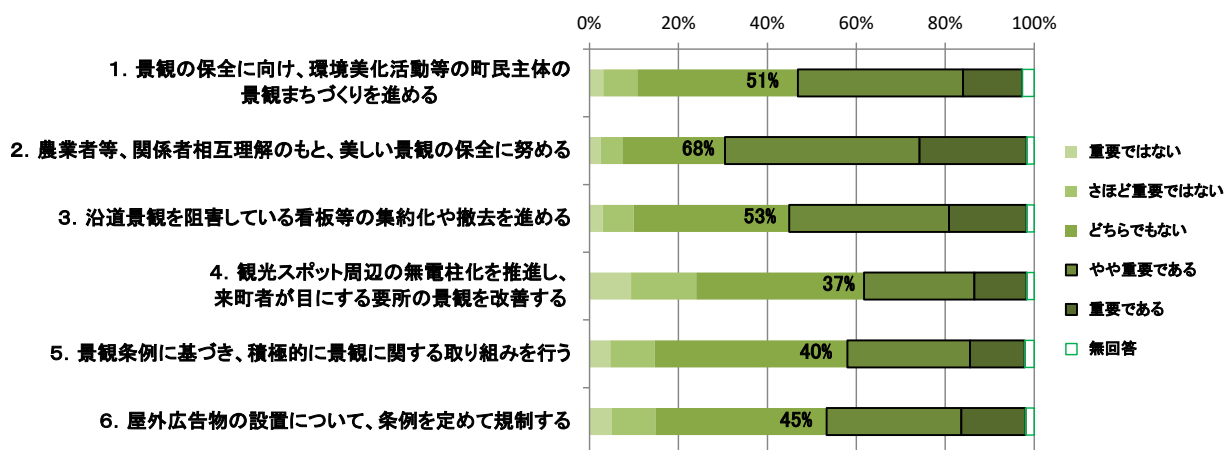
○設問5項目すべてにおいて8割の方が重要とされ、極めて重要度は高い結果となっている。

【問11】 市街地域における街並みや景観について



○設問1の満足度調査においても高めの結果となった項目のためか、総じて重要度は高くない。

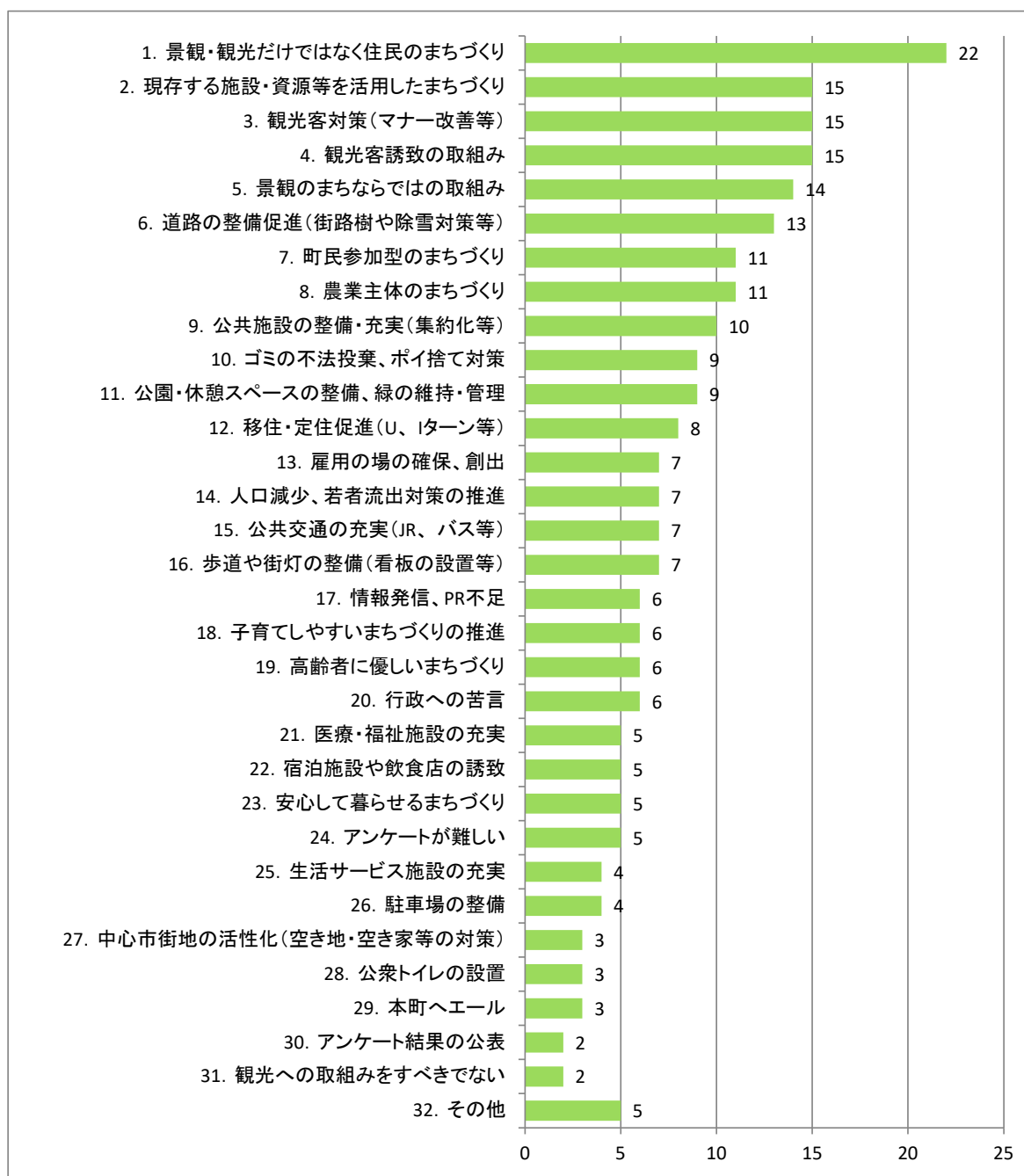
【問12】 丘陵地域や山岳地域における街並みや景観について



○「2. 農業者等、関係者相互理解で景観保全」は7割の方が重要とされ、特に重要度は高い結果となっている。

【その他】美瑛町のまちづくりに関する意見（自由記述）

- 回答を頂いた522通のうち、127通に自由意見が記述されており、その意見を以下の32種類のキーワードに分類し、数値の集計を行った。
- 表中の数値はキーワードに関するコメントを記載された人数を表しており、一人の記述には複数のキーワードが含まれているものがあるため、127通の記述に対して、250の意見を抽出している。
- 「32. その他」については、意見が1件のみとなったものを「その他意見」としてまとめた。



資料－5 主要課題の抽出結果

① 現況の整理 ※抽出された事項について、5つの分野別施策に要約して記録

総合計画における 5つの分野別施策 現況・位置づけ等	足腰の強い産業づくり	ともに支え合うまちづくり	まちを動かすづくり
	産業振興 移住定住 市街地活性化	地域福祉 保健 医療	教育 生涯学習 芸術文化
社会的背景	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然と特徴的な丘陵景観、主要交通網が確保された恵まれた交通環境 ○総人口が減少傾向にあり、2040年（平成52年）の将来展望人口を「8,000人」と推測 ○核家族化が進行し、現高齢化比率は36%と超高齢化社会となっている 		
美瑛町の現況 都市計画の現況 その他の社会基盤の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○農家戸数は減少傾向にあるが、大規模経営化が進み、農業産出額は安定傾向 ○工業製造品出荷額は概ね安定しているが、商業販売額は減少傾向 ○観光客入込数は約170万人で安定傾向 ○移住定住に向けた施策を展開 ○中心市街地の都市基盤整備と商工業者の経営体質強化の取り組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「美瑛町地域福祉計画」に基づく環境づくりを推進 ○保健センター等による日常生活に密着した保健サービスを展開 ○町立病院は平成10年に全面改築 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の老朽化に伴う計画的な大規模改修や耐震改修を実施 ○スクールバスによる通学手段を確保 ○町民センターを中心とした学習拠点づくりを実施 ○図書館、郷土学館、町民プールの整備を実施
社会情勢から求められる 都市像	<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源の魅力向上 ○雇用創出による活力ある地域形成 ○住宅、建築物における木材利用の推進 ○空き家、空き地等のマネジメント ○低炭素化・資源循環に寄与するエネルギーの活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路や自転車通行空間の安全対策 ○駅周辺への福祉・子育て支援等の公共公益施設の誘導 ○歩行空間の連続的、面的なユニバーサルデザイン化 ○子育て世帯、高齢者世帯支援施設の確保 ○生活の営み、生活交通の確保 	
上位・関連計画等における 都市計画に関連する施策方針	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な農地保全と農村地域の環境整備 ○新規就農者の確保及び受入体制の構築 ○森林資源の循環利用や地材地消 ○町内商工業者の持続的な発展 ○市街地活性化と賑わいのあるまちづくり ○町内業者への支援強化と労働環境の充実 ○町内の雇用創出や雇用機会の確保、拡大 ○観光マナーの啓発や交通事故防止対策 ○広域観光の振興、外国人観光客の誘客 ○効率的なサインの整備 ○観光スポットの保全 ○国際化に対応できる観光地域づくり ○ファームレストラン等の開設の支援 ○サイクルツーリズムの推進 ○官民連携を推進する組織体制の構築 ○多様なメディアを活用した情報発信 ○移住、二地域居住の推進 ○空き家・空き地情報の発信 ○定住希望者への受入体制の充実 ○白金地区の一体的な観光推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉ネットワークの形成 ○質の高い保育及び環境の充実 ○総合的な子育て支援 ○安心して子どもを産み育てられる環境の充実 ○高齢者の移動支援 ○住宅改修の支援 ○高齢者福祉住宅の整備 ○公共施設のバリアフリー化 ○障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進 ○障がい者の地域生活拠点の整備 ○地域医療の確保や医療水準の維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の適切な維持管理と計画的な改修 ○通学環境の確保 ○教育環境の日常的な安全管理 ○学習活動拠点の整備と適正な運営 ○社会体育施設の有効利用 ○芸術文化活動拠点の整備と適正な維持管理と充実

	安全・安心なまちづくり	みんなで歩むまちづくり
	土地利用 社会基盤整備 防災	住民協働 日本で最も美しい村づくり 景観形成
	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地域における洪水、土砂災害等の災害危険箇所の存在 ○計画していた土地区画整理事業は全て完了 ○都市計画道路延長の約 20% の 3,730m が未整備 ○都市計画公園の老朽化が全体的に進行 ○汚水管 18%、雨水管 30% が未整備 ○公共施設の町民一人あたりの床面積は人口減少に伴い 1.8 倍増加 ○町営住宅の 48% が耐用年数を超過 ○町内ほぼ全域で情報通信基盤の整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観条例や景観計画による景観を活かしたまちづくりを推進 ○地区計画、建築協定による良質な街並み空間を創出 ○「日本で最も美しい村」運動による地域資源の保護を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策 ○社会資本の老朽化対策 ○快適に観光できる環境整備 ○コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進 ○人口減少・超高齢化社会に対応した豊かな生活環境の創出 ○まちなか居住の推進と市街地の無秩序な拡大抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源となる空間形成のための無電柱化の推進 ○まちの魅力づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ○街路空間のバリアフリー化やポケットスペースの整備 ○街並み空間を形成・維持、景観に配慮した街路整備 ○木造化・内装木質化の推進、新エネルギーを活用した住宅整備 ○ユニバーサルデザインの普及や北方型住宅の建設促進 ○町営住宅の整備と適正管理、老朽化した団地の建替事業 ○安全・快適な道路・橋梁の整備と維持管理 ○緊急輸送道路や避難路等の計画的な整備 ○道路の緑化、道路構造物の美装化 ○幹線農道及び地域間支線農道の整備を推進 ○警告看板等の多言語化や自転車通行路のゾーニング化 ○安全対策及び渋滞緩和策の推進 ○ニーズに応じた公園の再整備、公園施設の老朽化対策強化 ○上水道施設の計画的な整備と維持管理 ○下水道管渠や処理場設備の計画的かつ効率的な更新 ○下水汚泥の再生利用による資源循環型社会の形成 ○農村地域を中心とした合併処理浄化槽による水洗化を推進 ○十勝岳避難施設、観測監視装置の充実 ○防災行政無線のデジタル化を推進 ○河川護岸の修復、整備、河道の流化能力の向上 ○総合的な治水対策を関係機関等と連携して推進 ○北海道とともに予防治山工事等の事業を計画的に進める ○路線バス及び列車のダイヤ確保、充実等、交通弱者の支援対策 ○都市間道路交通網の整備を促進 ○道路改良、路肩拡幅、バリアフリー化等の道路交通環境の整備 ○地域資源の有効活用と環境保全型低炭素社会に対応した取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民協働のまちづくりの推進 ○景観修景・環境美化活動等の町民参加による美しい村づくりを推進 ○国内外へ美しい村としての価値の発信、交流人口の拡大 ○観光の付加価値を高める取り組みの推進 ○地域資源とその魅力を広く発信 ○景観づくりの担い手である町民の活動を支援 ○景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木として指定 ○景観特性や景観形成の目標に応じた方針により、魅力的・個性的な景観形成を目指す ○「本通景観育成区域」、「丸山通・西大通景観育成区域」、「国道 237 号沿道区域」、「道道 966 号沿道区域」を景観育成区域として設定

② 第1次計画の検証 ※第1次計画の基本方針における「今後の展開」を要約して記載

総合計画における 5つの分野別 施策 地域等	足腰の強い産業づくり	ともに支え合うまちづくり	まちを動かす人づくり
	産業振興 移住定住 市街地活性化	地域福祉 保健 医療	教育 生涯学習 芸術文化
市街地域	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街の事業継承者の育成 ○空き店舗の活用等、中小企業者等の活性化及び経営力強化に対する補助制度の拡充 ○商店街に必要となる都市基盤について利用者のニーズにあわせた整備の実施 ○整備された都市基盤の利便性向上に向けた取り組み ○国道237号及び鉄西通り線沿道への利便施設（宿泊施設や商業施設等）の誘導 ○町内業者の積極的な連携による地場産品の振興 ○国道237号沿道や扇町の一部における施設誘導や都市基盤整備の検討 ○大町・北町3丁目、大久保地区の工業地域における都市計画道路の整備にあわせた下水道等の整備拡充 ○原野二線地区の用途指定（工業）は、農業振興の観点からも用途廃止等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を連絡する幹線道路のバリアフリー化推進 ○保健センター等施設の利用促進、高齢者への支援体制の強化 ○公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ○高齢者や障がい者のニーズに対応できる住環境及び施設等の整備検討 ○多様化する子育てニーズに対応できる保育等の支援体制及び施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路等の歩道のバリアフリー化推進
丘陵地域	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の確保と総合的な農業の振興及び農村環境の整備 ○森林整備関連計画に沿った適切な森林管理 ○下宇莫別地区農工団地における企業誘導と、農地利用の見込まれる区域の農工団地除外検討 ○地元農産物の販売による町民の生きがいづくりの創出及び加工商品開発の推進 ○観光マスタープランに沿ったルールの普及等、地域生活環境に負荷を与えない方策の検討 		
山岳地域	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の多面的機能の維持・増進と森林環境保全 ○森林資源の有効活用による地産地消の促進と、森林資源の持続可能な循環型社会の形成 ○白金温泉街と青い池を含めたエリア全体の活性化策の検討 ○サイクリング拠点整備による周遊観光の促進 ○道道渋滞緩和に向けた道路施設等の整備やエリアの魅力発信による観光客の滞在時間延長や町内宿泊等の促進 		
その他、地域区分によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーの活用検討 		

	安全・安心なまちづくり	みんなで歩むまちづくり
	土地利用 社会基盤整備 防災	住民協働 日本で最も美しい村づくり 景観形成
	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の用途地域に課題がある地域の用途見直し ○特定用途制限区域の指定の検討 ○整備された都市基盤の適正な管理 ○地区計画に基づく鉄西地区の遊休地の活用 ○幹線街路沿線への利便施設の誘導 ○避難施設等の適宜見直し、避難道路の整備推進 ○緊急輸送道路の無電柱化等の実施 ○都市計画道路の未整備区間についての見直しの検討 ○旭町地区、大町地区等の未改良路線の整備推進 ○主要施設の幹線道路網の老朽更新や路肩拡幅等の整備検討 ○歩行者交通量の多い個所へのポケットスペースや緑地空間の積極的な配置 ○歩道のバリアフリー化の推進 ○公園利用者の利便性向上・ニーズに即した環境整備 ○公園施設長寿命化計画に基づく適正な施設管理 ○避難所の適正配置、屋外の一時避難施設の機能検討 ○公共下水道の計画的・効率的な施設の更新、管渠整備及び維持管理 ○し尿処理施設延命化、合併処理浄化槽設置の推進 ○需要にマッチした町営住宅の提供 ○ごみ処理施設の適切な改修等、次期最終処分場の計画的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民学連携による美瑛町らしい市街地景観の形成 ○街路及び公共施設内の積極的な緑化整備
	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽更新や路肩拡幅等の二次改築等の実施検討 ○国道237号の拡幅等、渋滞緩和の手法の検討 ○美馬牛市街地における都市基盤施設の整備検討 ○農村公園の適正管理と利用者ニーズに即した施設の在り方の検討 ○関係者の相互理解・合意形成による景観スポットや観光ルートの整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観との調和に配慮した土地利用、農業施設整備の検討 ○農地及び林地の開発行為に係る関連法と景観条例等との連携による乱開発の防止や自然景観の保全等 ○景観条例に基づく周辺環境に配慮した土地利用誘導 ○景観づくりの推進と、屋外広告物の設置にかかる条例の検討 ○町民主体の景観まちづくりの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○国外からの観光客に対応したWi-Fiによる防災情報等の発信や避難情報の広報検討 ○砂防事業の継続及び整備された施設保全と活用検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○移動系防災行政無線のデジタル化等 ○情報通信基盤を活用した新たな町民サービスの検討 ○公共交通機関の利用促進に向けた取り組み ○道路照明のLED化 ○河川改修等治水対策の実施 ○上水道の拡充整備 	

③ アンケート調査結果 ※重要度が高い項目を抜粋して記載

総合計画における 5つの分野別施策		足腰の強い産業づくり	ともに支え合うまちづくり	まちを動かす人づくり
		産業振興 移住定住 市街地活性化	地域福祉 保健 医療	教育 生涯学習 芸術文化
アンケート調査結果 ○重要度8割 「極めて重要度 高い」 □重要度7割 「特に重要度は 高い」 ▽重要度6割 「重要度は高 い」	問2. 市街地における 公園			
	問3. 市街地における緑			
	問4. 市街地における 道路・交通網の 整備		□4-1 公共施設や福祉施設を結ぶ歩道のバリアフ リー化の推進	
	問5. 丘陵地における 道路・交通網の 整備			
	問6. 公共施設の整備		□6-1 利便性向上に向けた施設運営の改善 ○6-2 高齢者・障がい者に配慮したバリアフ リー化の推進 ○6-3 子育て環境に寄与する施設の充実 ▽6-5 既存施設・設備の充実及び改善 ▽6-6 施設の集約化	
	問7. 都市機能		○7-3 子育て世代や高齢者など幅広い需要に 適応した住宅整備	
	問8. 市街地域における 土地利用	□8-4 空き家の有効利用によるま ちなか居住 □8-5 点在する空き地をポケット スペースや緑地、駐車場等 への活用		
	問9. 丘陵地域や山岳地 域における土地利用	○9-1 農地の適正な保全		
	問10. 都市防災への対策			
	問11. 市街地域における街 並みや景観を良くす る			
	問12. 丘陵地域や山岳地 域における街並みや 景観を良くする			

	安全・安心なまちづくり	みんなで歩むまちづくり
	土地利用 社会基盤整備 防災	住民協働 日本で最も美しい村づくり 景観形成
	▽2-1 ニーズを踏まえて公園を再整備 □2-2 公園施設の老朽化対策 ▽2-5 地域防災に寄与する公園整備	
	▽3-2 生育環境に適した街路樹による緑量確保 ▽3-3 道路環境や特性に応じて機能回復 ▽3-4 街路樹の管理にあたる技術者の育成 ▽3-5 住民の愛護活動による美観・環境保全	
		▽4-5 道路施設物の美装化、案内サインの整備
	▽4-3 幹線道路の無電柱化 ○4-4 老朽化した道路、歩道の整備 ▽4-6 現在の道路の維持補修	
	□5-3 路肩拡幅、駐車施設などの安全対策 ▽5-5 自転車観光への道路機能整備 ▽5-6 現在の道路の維持補修	
	○7-1 J Rや都市間バスなど基幹的公共交通 □7-2 情報通信基盤の整備 ▽7-4 下水道、合併浄化槽による水洗化 □7-5 ごみの減量化、リサイクルの推進 □7-6 街路灯や防犯灯のLED化、新規設置	
	□8-1 人口規模に応じた美瑛らしい市街地の形成	
		□9-2 農業振興と景観づくりの調和
	○10-1 情報周知・防災設備の充実 ○10-2 避難訓練の充実、自主防災組織づくり ○10-3 各避難施設の耐震化 ○10-4 河川の治水対策 ○10-5 ライフラインの老朽化対策	
		□12-2 農業者等、関係者相互理解で景観保全

④ 抽出された主要課題

※計画本編 42p、43p を再掲

総合計画における5つの分野別施策

足腰の強い産業づくり

産業振興・移住定住・
市街地活性化

■ 産業振興

- 優良な農地の確保と農業の振興、農村地域の環境整備
- 農業労働力の確保、担い手対策、新規就農者の受入体制の強化
- 森林資源の有効活用による地材地消の促進、持続可能な循環型社会の形成
- 町内業者の持続的な発展に向けた支援強化
- 町内の雇用創出や雇用機会の確保、拡大
- 町内業者の積極的な連携による地場産品の振興
- 農林業と商工業・観光業の連携による6次産業化の推進
- 観光資源の多様性・持続性の確保と観光ルート of 環境整備
- 観光マナー啓発、観光スポットの保全
- 国際化に対応できる観光地域づくり
- サイクルツーリズム^(※)の推進
- 白金エリア全体の活性化策の検討
- 低炭素化、循環資源に寄与する新エネルギーの活用促進

■ 移住定住

- 空き家・空き地を有効活用したまちなか居住や都市施設整備等の推進
- 空き家、空き地情報の発信、定住希望者の受入体制の充実
- 幅広い需要に適した住宅の確保
- 二地域居住^(※)の推進

■ 市街地活性化

- 空き店舗の活用等、中小企業者等の活性化及び経営力強化
- 本通・丸山通を中心とする中心市街地活性化の推進
- 未利用地の有効活用と既存施設の連携による回遊性の向上
- 観光客の市街地への誘導方策及び受入可能な都市基盤の検討

ともに支え合うまちづくり

地域福祉・保健・医療

■ 地域福祉

- 公共施設や連絡する道路のバリアフリー化の推進
- 計画的な機能改善による公共施設の長寿命化や利便性向上に向けた取り組み
- 子育て環境や多様化するニーズに対応できる支援体制の充実
- 核家族化、高齢社会など幅広い需要に適した住環境の整備
- 高齢者や障がい者のニーズに対応できる住環境及び施設等の整備検討
- 高齢者の移動支援対策
- 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの推進
- 人口減少等の長期的な視点に立った施設配置の見直し

■ 保健・医療

- 既存施設の更なる利活用促進
- 高齢者や障がい者に配慮した施設配置
- 地域医療・予防医療の確保や医療水準の維持、向上

まちを動かす人づくり

教育・生涯学習・芸術文化

■ 教育

- 通学路の安全対策やバリアフリー化の推進
- 教育環境の日常的な安全管理と通学環境の確保
- 教育施設の適切な維持管理と計画的な改修

■ 生涯学習・芸術文化

- 社会体育施設の有効活用
- 芸術文化活動施設の充実

総合計画における5つの分野別施策

安全・安心なまちづくり

土地利用・社会基盤整備・防災

■ 土地利用

- 人口規模に応じた市街地の形成
- 原野二線地区の用途廃止の検討、必要に応じた用途地域の見直し
- 特定用途制限区域の指定の検討
- 良好な農地保全と適切な森林管理
- 幹線街路沿線への利便施設の誘導
- 景観条例に基づく周辺環境に配慮した土地利用誘導
- 洪水及び土砂災害等の災害危険か所の減災対策及び市街地化抑制

■ 社会基盤整備

- JRや都市間バス等の基幹的な公共交通の確保
- 社会基盤整備の適正な維持管理及び長寿命化対策
- 老朽化した道路、歩道の計画的整備、バリアフリー化の推進
- 都市間道路交通網の整備促進
- 都市計画道路の未整備区間の見直し検討
- サインの多言語化や自転車通路のゾーニング化^(※)
- 路肩拡幅や駐車施設等の安全対策
- 町営住宅の整備と適正管理、老朽化した団地の建替
- 利用者ニーズに応じた公園の再整備や施設の長寿命化対策、公園緑地の適正な施設管理と環境整備
- 上水道の計画的な整備と維持管理
- 都市計画道路の整備にあわせた下水道等の拡充
- 公共下水道の計画的・効率的な施設更新、合併処理浄化槽の設置推進
- 情報通信基盤の整備
- ごみの減量化、リサイクルの推進
- 街路灯や防犯灯のLED化等の推進

■ 防災

- 防災情報の周知・防災設備の充実
- ハードとソフトが一体となった防災・減災対策の推進
- 避難施設の耐震化、ライフラインの老朽化対策
- 緊急輸送道路や避難路等の計画的な整備
- 緊急輸送道路の無電柱化の推進
- 河川の治水対策

みんなで歩むまちづくり

住民協働・日本で最も美しい村づくり
・景観形成

■ 住民協働

- 住民主体のまちづくりの推進
- 地区計画、建築協定、景観条例等、住民協働の取り組みの推進
- 官民学連携による美瑛町らしい景観の形成

■ 日本で最も美しい村づくり

- 町民参加による美しい村づくりの推進
- 「日本で最も美しい村」運動による地域資源の保護

■ 景観形成

- 景観条例や景観計画及び関連法に基づく乱開発防止や自然景観の保全
- 農業振興と景観づくりの調和
- 農業者等、関係者相互理解による景観保全
- 屋外広告物の設置条例の策定検討
- 景観に配慮した空間形成のための無電柱化の推進
- 街路樹等の市街地のみどりの再整備

資料－6 美瑛都市計画用途地域指定基準

1 第一種低層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 低層住宅として、良好な住環境を保護することが必要な区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な低層住宅に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 相当規模の計画的な住宅地開発が見込まれるが、土地利用計画の区分が困難な場合で、道路等の整備の関係から当面建築行為が見込まれない場合は、開発区域全体を第一種低層住居専用地域とすることができる。この場合は、開発構想に基づき適正に開発が進み、土地利用計画が具体化した時点で用途地域を変更することができる。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、準工業地域、工業地域、には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ 概ね10ha以上の規模とすること。ただし、住居専用地域の区域が一团として相当規模のまとまりがある場合はこの限りでない。
- ④ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率は40%、容積率は60%とすること。
- ② 建築物の高さの限度は、原則として10mとすること。

2 第一種中高層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 中高層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な中高層住宅に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 低層住居専用地域内の生活利便施設として、比較的小規模な店舗等が立地する区域。
- ④ 低層住居専用地域を貫通する道路の沿道で、比較的小規模な店舗等が立地する区域。
- ⑤ 相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、比較的小規模な店舗等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、工業地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ 概ね5 ha以上の規模とすること。ただし、(1)の③又は④に該当する場合は、概ね1 ha以上とすること。
- ④ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率は60%、容積率200%とすること。

3 第二種中高層住居専用地域

(1) 用途地域の選定

- ① 中高層住宅地として、良好な住環境を保護しつつ、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ② 計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な中高層住宅と併せて、中規模な店舗、事務所等に係る土地利用が予定されている区域。
- ③ 住居専用地域内の生活利便施設として、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ④ 住居専用地域を貫通する道路の沿道で、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。
- ⑤ 相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、中規模な店舗、事務所等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、商業地域、工業地域には接しないこと。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路、鉄道には接しないこと。
- ③ 概ね5 ha以上の規模とすること。ただし、(1)の③又は④に該当する場合は、1 ha以上の規模とすること。
- ④ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

4 第一種住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地にあつて、周辺住宅地の住環境上支障のない大規模な施設が立地する区域。
- ② 住宅地内で、近隣住民のための大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。
- ③ 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない大規模な沿道サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。
- ④ 住環境上支障のない大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 概ね5 ha以上の規模とする。ただし、(1)の①～③までに該当する場合は、概ね1 ha以上とすること。
- ② 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

5 第二種住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地にあつて、周辺住宅地の住環境上支障のない特に大規模な施設が立地する区域。
- ② 住宅地内で、近隣住民のための特に大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。
- ③ 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない特に大規模な沿道サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。
- ④ 住環境上支障のない特に大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 概ね5ha以上の規模とする。ただし、(1)の①～③までに該当する場合は、概ね1ha以上とすること。
- ② 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

6 準住居地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地を貫通する主要幹線道路、幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない自動車関連施設等の沿道サービス施設が立地している、又は立地が見込まれる区域。
- ② 住環境上支障のない自動車関連施設等が相当数混在し、前項の区域と一体となっている住宅地で、当面土地利用の純化が見込まれない区域。

(2) 配置・規模等

- ① 路線的に指定する場合を除き、概ね2ha以上の規模とすること。
- ② 沿道サービス施設の計画誘導を図るため、必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

7 近隣商業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 住宅地内の近隣住区核として、近隣住民の日常生活利便施設が集積している、又は地区計画等により計画的に利便施設の集積を誘導する区域。
- ② 主要幹線道路、幹線道路沿道の商店街、又は鉄道駅の周辺等で相当数の日常生活利便施設、業務施設が集積している、又は集積を図るべき区域。
- ③ 商業地域に隣接し、主に日常生活利便施設、業務施設が集積している区域。
- ④ 道路、下水道等の基礎施設が既に十分整備されている主要幹線道路、幹線道路沿道で、周辺環境との調和を図る必要のある商業地。

(2) 配置・規模等

- ① 路線的に指定する場合を除き、概ね2ha以上の規模とすること。
- ② 街区に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）が概ね60%以上であること。
- ③ 路線的に指定する場合は、間口に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）が概ね60%以上であること。
- ④ 準防火地域を併せて指定すること。
- ⑤ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率80%、容積率300%とすること。

8 商業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 主要幹線道路、幹線道路沿道等、既に中心商業地として、商業・娯楽・業務施設の集積が図られている区域。
- ② 道路、下水道等の基盤施設が既に十分整備されている主要幹線道路、幹線道路沿道で、大規模集客施設が立地している、又は立地を図るべき区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、住居専用地域には接しないこと。ただし地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 路線的に指定する場合を除き、概ね2ha以上の規模とすること。
- ③ 街区に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）が概ね70%以上であること。
- ④ 路線式に指定する場合は、間口に占める商業・娯楽・業務施設の割合（当該施設が現に集積しつつある区域又は計画的に当該施設の集積を図るべき区域については、将来見込まれる割合）が概ね70%以上であること。
- ⑤ 準防火地域を併せて定めること。
- ⑥ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率80%、容積率400%とすること。

9 準工業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 流通業務地、軽工業地等として計画的な開発が図られた区域、又は開発が確実な区域。
- ② 主要幹線道路、交通量の多い幹線道路沿道で、工業系沿道サービス施設、流通関連施設等が立地している、又は立地することが適当な区域。
- ③ 環境上支障のない工場等が立地している区域で、相当数の住宅等が混在しており、当面土地利用の純化が見込まれない区域。
- ④ 鉄道の操車場、貨物駅、車両基地、車両修繕施設等が立地する区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、第一種低層住居専用地域には接しないこと。ただし地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 概ね5ha以上の規模とすること。ただし、住居系の土地利用の純化を進める中で、スポット的に残るものについてはこの限りでない。
- ③ (1)の③に該当する場合は、地区に占める工業・流通・業務施設等の割合が概ね50%以上であること。
- ④ 路線式に指定する場合は、間口に占める工業・流通・業務施設の割合が概ね50%以上であること。
- ⑤ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

10 工業地域

(1) 用途地域の選定

- ① 計画的に開発された工業団地で、工業専用地域で許容されない従業員宿舎等、工業関連施設の立地が相当数見込まれる区域。
- ② 区域の相当部分について工業地としての土地利用が図られているが、準工業地域では不適格となる工場が立地していたり、又は住宅や店舗等が混在している区域で、これらを排除することが困難又は不適當な区域。

(2) 配置・規模等

- ① 原則として、住居専用地域には接しないこと。ただし地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。
- ② 概ね10ha以上の規模とすること。
- ③ 必要に応じて、地区計画等を併せて定めること。

(3) 建ぺい率・容積率等

- ① 原則として、建ぺい率60%、容積率200%とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の美瑛都市計画用途地域指定基準によって行われた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。



第 2 次 美瑛町都市計画マスタープラン

発 行 日 令和 2 年 3 月

編集・発行 北海道 美瑛町

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

TEL:0166-92-1111

URL:<http://www.town.biei.hokkaido.jp/>